

第7回野田村議会 定例会会議録

令和7年3月5日（水） 開会
令和7年3月14日（金） 閉会

野田村議会

令和7年3月 第7回野田村議会定例会会議録（第1号）			
招集年月日	令和7年3月5日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年3月5日（水） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和7年3月5日（水） 12時09分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
	5	中 川 昇	
会議録署名議員の 氏 名	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	中 村 剛
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	小谷地 鉄 也
	書 記	中 居 正 美
	書 記	小野寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第7回野田村議会定例会会議録（令和7年3月）第1号

令和7年3月5日

（開会10時01分）

議 長 これより、本日をもって招集されました「第7回野田村議会定例会」を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第117条の規定により、当職より指名いたします。

会議録署名議員に、5番 中川昇君、6番 小野寺豊君、7番 前川安男君、以上3名を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より14日までの10日間とされるよう答申がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日より14日までの10日間とすることに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より14日までの10日間と決定いたしました。お諮りいたします。

議案調査等のため、3月6日、11日及び13日は、休会としたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、3月6日、11日及び13日は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

村長から提出されました案件は、議案24件であります。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「令和6年度定期監査の結果報告」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。

閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた、「閉会中の議長諸般報告書」のとおりであります。

諸会議の資料は事務局に保管してありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第4、「村長所信表明演述」を行います。

村長。

小野寺勝幸村長（以下、村長） はじめに、このたびの大船渡市で発生した大規模な山林火災により犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い鎮火と復旧がなされることを心よりお祈り申し上げます。また、消火活動に関わっているすべての方々に対しましても敬意を表するところであります。村といたしましても、岩手県等関係団体を通じて、できる限りの支援をして参りたいと考えております。

それでは、本日ここに、第7回野田村議会定例会が開催されるに当たり、今後の村政運営の基本方針について、所信の一端を申し上げ、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

このたびの村長選挙におきまして、村民の皆様からご信任を賜り、第17代野田村長として村政を担うこととなりました。改めまして村民の代表として、村政を担う責任の重さを感じており、身の引き締まる思いとともに、さらなる村勢発展に向けて、決意を新たにしたところであります。

私は、平成4年4月に野田村職員として採用になり、平成30年3月までの26年間、産業振興や住民福祉行政などに携わるとともに、地域の活動や消防団活動などを通じて、村の将来を見つめて参りました。これからも村民目線で村民感覚を忘れることなく、安心して生きがいを持って暮らせる村の発展に貢献できるよう、全力で職務を全うすることを強く決意したところであります。村民

の皆様をはじめ、議員各位のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますところであります。

それでは、村政運営に当たり、私が掲げた村政推進の方向性を中心に所信を申し述べさせていただきます。

まず一つ目として、産業振興についてであります。

水産業につきましては、サケ資源の回復が見通せず、ホタテ養殖では貝毒による出荷規制など、漁業経営が不安定になっていることから、漁業者及び村内の漁協の意向や課題等を把握しながら関係機関と連携して、環境の変化に対応できるよう増養殖技術の改善や新品目の導入等の取り組みを支援して参ります。

農業につきましては、園芸品目の担い手農業者の育成と、定年退職者等の新規参入を支援するなど、系統出荷だけでなく産直での販売などを促進し、生産者の所得向上や安定経営に取り組んで参ります。

また、クマ、ニホンジカなどの獣害対策を強化し、農作物被害の軽減と農業者の耕作意欲の維持に努めて参ります。

商工業・観光につきましては、街のにぎわいづくりのため、商工会等が行う商店街との連携事業や定期的イベントに対する支援のほか、新規事業者の参入を推進して参ります。

また、各地の大学など既にある交流層との更なる関係の深化を図るとともに、みちのく潮風トレイルや郷土食・伝統食などの地域資源を生かし、1次産業の作業体験や田舎暮らし体験を組み合わせるなど、地方の魅力を生かした独自性のある事業を展開し、交流・関係人口の増加を図り、ひいては移住・定住へつながることを目指して取り組んで参ります。

二つ目として、安心して住みよい地域づくりについてであります。

安心して暮らせるよう、あらゆる災害を想定した防災対策や避難体制を整備するとともに、「自助、共助、公助」の役割のうち「共助」の基本となる地域コミュニティの強化も重要でありますので、町内会等、各地区の活動の活性化を支援して参ります。

地域づくりにつきましては、各地区の老人クラブやいきいきサロン活動の参加者拡大、子供会活動との連携による世代間交流や女性グループ活動の活性化を推進するため、必要に応じて職員による支援を行い、「村民だれもが、できる範囲で地域の活動に参加すること」を理想に取り組んで参ります。

また、子育て世帯、高齢者・障がい者世帯等が生活の不安を気軽に相談できるよう、支援事業等制度の活用促進・施策の充実に努め、住民の不安解消に取り組んで参ります。

若者の定住促進につきましては、現制度の普及に努め、引き続き重点的に取り組んで参ります。

三つ目として、村財政運営・組織の改善についてであります。

人件費や公債費など義務的経費の抑制に向けて計画的に取り組むほか、施策の重点化や事務事業の効率化、必要経費の見直し、村有財産の有効活用による経費節減に努めるとともに、職員のむらづくりに対する意識を高めながら村政の推進にあたって参ります。

また、整備を進める交流物産等複合施設については、村の新たな玄関口としての機能を発揮させつつ、交通動態の変化や社会情勢に対応した機能やサービス提供と「他との差別化」を図った魅力ある施設となるよう、指定管理者の株式会社のだむらと計画的に準備を進めて参ります。

さらに、令和5年度に着工した野田小学校の建設事業は、本年8月の開校に向けて着実に事業を進めて参ります。新たな小学校には「放課後児童クラブ室」を併設しており、児童にとって安全で安心な教育環境の確保と併せ、放課後の適切な遊び場と生活の場を提供し健全育成を図って参ります。

以上、所信の一端と施策の方向性を申し述べさせていただきましたが、これらを実現するため、来年度が最終年度となる野田村総合計画の総括を行い、令和8年度から10年間の基本構想を軸に、前期5年間の基本計画に諸施策を盛り込むとともに、野田村国土強靱化地域計画の見直しにより、防災力向上を図るなど、計画的に事業を実施し政策を推進して参りたいと考えております。

令和7年度予算は、予算編成時期に村長選挙が行われたことから、主に人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や固定的に支出される経常的経費などの予算の計上を基本とした骨格予算としており、村政を停滞させることのないよう、継続的な取り組みや住民サービスに影響がある事業など、スピード感を持って取り組むべき経費を含んだ予算を計上したところであります。

今後、新規の事業につきましては、村民皆様のご意見等を伺いながら財政面も考慮したうえで、令和7年度の早期に肉付け予算として補正予算を計上し、議員の皆様の賛同を賜りたいと考えております。

終わりに、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、本議会に提案いたしました、令和7年度予算案をはじめとする諸議案につきまして、ご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

議 長 次に、日程第5、「令和7年度教育行政方針演述」を行います。
教育長。

教 育 長 はじめに、今なお延焼を続け、国内最大規模の山林火災となっている大船渡

市の山林火災によって、犠牲になられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、大きな被害を受けられた皆様や避難所での生活を余儀なくされ不安な日々を過ごされておられる皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い鎮火と復旧がなされることを心よりお祈り申し上げます。また、消火活動に関わっている全ての皆様に対しましても敬意を表するところであります。

学校関係では、高校入試や卒業式を目前に休校措置を余儀なくされている小中学校もあることから教育委員会や関係団体等と連携し、一日でも早く学校で子ども達が元気に以前の生活が送れるよう積極的に支援を行って参りたいと考えております。

それでは、第7回野田村議会定例会に当たり、令和7年度の教育行政方針を申し上げます。

少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化が急速に進展し、人口減少社会に突入するこれからの時代は、多様な個人それぞれの幸せや生きがいの実現に向けた教育が求められており、そのため、学校教育においては、これまでの皆が同じことを出来るようにといった「そろえる教育」から、多様性を認めつつ一人ひとりの可能性を引き出す「伸ばす教育」への転換が必要だと言われております。

一方、一般社会においては、生涯を通じて誰もが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習社会の形成を推進することが、一層求められております。

また、「教育」は地域・社会の発展を支えるものであり、人間形成や時代を担う豊かな心をもった青少年を育成するうえで、とても重要な責務であると認識しております。特に東日本大震災津波を経験し、この大災害から多くの教訓を学んだ野田村では、あらゆる場面においてその経験と教訓を後世に語り継ぐとともに、学校教育においては、野田村だからこそできるカリキュラムを工夫し、学びや活動をさらに充実させて参りたいと考えております。

以下、令和7年度の教育施策の概要を申し上げます。

まず、第1に、学校教育の充実について申し上げます。

学校教育は、豊かな人間性を形成する基礎となるものであり、「教育」のなかでも、最も重要視すべきものの一つであります。

小・中学校とも学習指導要領のもとに基礎・基本に支えられた「確かな学力」、お互いが協調し思いやることができる「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」、これらの知・徳・体をバランス良く身に付けた「生きる力」をもつ子どもの育成を目指すとともに、「学校、家庭、地域の連携」を図りながら、以下の7つについて重点的に取り組んで参ります。

1つめは、「地域学習・復興教育の推進」についてであります。

これらは、地域の「人、もの、こと」との関わりを通して、よりよい生き方や地域の発展を考える学びを充実するとともに、本村の教育の根幹に据えることで、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来をたくましく創造する児童生徒の育成をねらいとしたものであります。東日本大震災から間もなく14年が過ぎようとしていますが、これからもふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人材を育成することを大切に事業を推進して参ります。そのため、児童生徒の心のサポートや震災の教訓の次世代への継承を重点とした復興教育の推進、村や地域と連携した「野田村ふるさと学習」の推進、「逃げ地図」の作成等による防災教育の推進、外部人材の活用、創作太鼓への取り組みの充実などに取り組んで参ります。そして、これらの活動の中核となる「震災の教訓を次世代に継承すること」、「未来をたくましく創造すること」を重点とした野田村だからこそできる「復興教育」の推進に力を注いで参りたいと考えております。

2つめは、「確かな学力の育成」についてであります。

まずは、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する中で、主体的に学習に取り組もうとする態度や人間性の涵養に努めて参ります。そのためにも、全国学力・学習状況調査や学習定着度状況調査などの結果分析、それらを基にした授業改善の方策に対する指導助言と支援の充実、「深い学び」の実現に資するICTの特性を生かした授業づくりの推進のほか、学びのフィールドを久慈地区広域に広げたキャリア教育の充実などに取り組んで参ります。

3つめは、「豊かな心の育成」についてであります。

全国的に自死を選択する児童生徒の数が年々増加しており、このような最悪の事態を未然に防ぐためにも、「命の教育」を一層充実させ、人間としての生き方を磨く道徳教育の充実と自分の大切さとともに、他者の人権を尊重する心の育成に努めて参ります。

また、大きな社会問題となっている「いじめ」は、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得るもの」という認識のもと、学校による積極的な認知を行うとともに、児童生徒一人ひとりに配慮しながら、相手を思いやる心の教育に引き続き取り組んで参ります。

4つめは、「健やかな体の育成」についてであります。

体力の向上や健康の保持増進を図ることは、活力ある生活を送る上で重要な要素であり、学力の向上や情緒の安定にも影響を与えるものであります。そのためにも、一人ひとりの健康状態を的確に把握するとともに、運動の楽しさや喜びを感じる授業の実践、体力・運動能力の向上、部活動の適切な指導体制の確立などを目指して参ります。また、地域の豊かな食材を生かした食育出前教

室の実施など、健康教育の充実にも努めて参ります。

5つめは、「特別支援教育の推進」についてであります。

社会と同様に学校でも一人ひとりの多様性を尊重し、自分らしく生きていく環境を整えることが大切であることから、子供たちに応じた支援を講じ、一人ひとりの良さ、可能性を伸ばすことに力を注いで参ります。そのためにも、就学に関する保護者への事前情報の提供と就学支援、村教育支援委員会の機能強化と充実、各学校の多様なニーズへの支援などに引き続き取り組んで参ります。

6つめは、「生徒指導・こころのケアの充実」についてであります。

学習指導とともに生徒指導を充実させるためには、「児童・生徒理解」を深めることが鍵となります。そのためにも、学習面や生活面など、総合的に児童生徒を捉えながら、望ましい人間関係づくりとともに適切な指導や支援ができるように進めて参ります。また、村生徒指導連絡協議会の充実、教育相談体制の充実、心のケアの継続、スクールカウンセラーの有効活用など校内の教育相談体制の充実にも力を注いで参ります。

7つめは、「教員の授業力の向上」についてであります。

教員の授業力向上のため各種研修会を実施するとともに、学校公開研究会への積極的な参加や教育的課題やニーズに応じた県内外への視察研修の実施、学校要請訪問指導などを通して、授業力向上とともに教員としての資質の向上を目指して参ります。

第2に、生涯学習・生涯スポーツの振興について申し上げます。

長寿社会など様々な社会情勢の変化を背景に、生涯学習の重要性が一層高まっている近年、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、あらゆる機会、場所において学習できるよう、生涯学習を推進し、以下の4つについて重点的に取り組んで参ります。

1つめは、「生涯学習社会の形成」についてであります。

野田村生涯学習推進本部を中心とした生涯学習活動に係る推進体制を整え、村民の多様な学習意欲に応じた生涯各期における学習活動の場の提供に努めるとともに、いきいきライフやのだキッズセンター、青少年の体験学習などの社会教育事業を通じた世代間交流を推進して参ります。また、生涯学習における拠点である図書館については、新刊図書の紹介や企画展の開催などのほか、読書ボランティア団体との協働により、子供たちが本と触れ合う機会をつくるなど、読書活動の推進に努めて参ります。また、社会教育指導員や図書館司書を専門性を高めるための各種研修会に派遣するほか、生涯学習大会については、各種関係団体と開催方法等を協議しながら内容の充実を図って参ります。

2つめは、「芸術文化の振興」についてであります。

村民が生涯を通じて芸術文化に親しむ環境をつくるため、村芸術文化協会と

連携を図り、各団体等の自主的な活動の支援に努めるとともに、文化祭や芸術鑑賞会など芸術文化に触れる機会を提供して参ります。

また、文化財の保護と活用についてであります。村内に所在する指定文化財を中心に適切な保存と活用を努めるとともに、村民が地域の歴史や文化に触れる機会を提供して参ります。アジア民族造形館については、施設の維持・管理に努め、展示の工夫を図るとともに、今後の施設の在り方について検討して参ります。

3つめは、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興は、村民一人ひとりが日常生活の中でスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進を図るとともに、スポーツを通して豊かな人間関係を構築し地域を活性化するために必要なものであります。

生涯スポーツの普及推進と世代間・地域間の交流を図るため、各種大会の開催に対し支援するとともに、野田村スポーツフェスティバルの充実と、第39回「野田村民体育大会」の円滑な運営に努めて参ります。

また、少子化等により中学校部活動がこれまでと同じように活動できなくなることが危惧されており、中学校部活動の地域展開が全国的な課題となっております。これに対する検討協議会の立ち上げなど、部活動の地域展開に向けた準備を進めて参ります。

さらに、「悠YOUスポーツクラブ推進事業」のほか、高齢者層までを対象とした「e-スポ広場」など、各年代に合わせた生涯スポーツの推進に努めて参ります。

4つめは、「体育・文化施設の整備と利用促進」についてであります。

総合運動公園・体育館を核とした体育施設については、各種大会の開催やスポーツ少年団活動、中・高生の部活動など、スポーツの拠点として広く利用されているほか、総合センターや生涯学習センターも、生涯学習活動の場として頻繁に利用されているところであります。しかしながら、それぞれの施設について、老朽化等による不具合も少なくないため、これらの施設について、今後の適切な維持管理を見据えた整備計画を検討して参ります。

第3に、学びの環境づくりの充実について申し上げます。

村民が相互に連携し協力し合いながら、学校や家庭、地域の教育力の向上に努めるとともに、安全・安心で快適な学習環境のもとで、それぞれの年代の学びを豊かに達成できるように、以下の3つについて重点的に取り組んで参ります。

1つめは、「家庭や地域の教育力の向上」についてであります。

家庭や地域の教育力の向上を図るためには、学校、家庭、地域の連携を深めることが不可欠と考えられるため、地域学校協働本部事業や学校運営協議会な

どの組織を生かしながら、保護者と地域の住民、学校が一体となった学校づくりを進めて参ります。

2つめは、「学びの環境づくり」についてであります。

児童生徒に良好な学習環境を提供するとともに、引き続き、安心・安全な環境を確保するため、小学校においては、これまで進めてまいりました、移転新築工事がいよいよ本年7月に完成予定であることから、新校舎への移転作業や環境整備を着実に進めて参ります。また、現在の校舎の適切な維持管理に努めながら、廃校後の利活用についても検討して参ります。

中学校においては、老朽化が進んできたことから、必要な改修に向けて検討を進めて参ります。

さらに、小学生児童を対象に開設している放課後子ども教室「のだキッズセンター」は、引き続き地域の方々の参画を得て、様々な体験活動の場を提供して参ります。

また、教職員の働き方改革の適切な推進を図るため、岩手県クラウド版統合型校務支援システムの導入について、令和8年度の本格運用に向けて準備して参ります。

3つめは、「育英制度の充実」についてであります。村出身者の就学を奨励し、人材を養成するため、大学や専門学校などへの進学支援として、野田村育英会の奨学金制度を継続するほか、今後、村の発展に資する若者の人材確保に寄与するため、奨学金返還支援事業を継続して参ります。

以上、令和7年度の施策の基本的な方針について、所信の一端を述べたところでございますが、申し上げるまでもなく教育は、家庭や地域は勿論、村民の積極的な参画を得ながら、関係者が一体となって推進してこそ、はじめてその成果が期待できるものであります。

教育委員会といたしましては、社会や時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、責務の重大さに心を向け、本村の教育振興のため全力を投入して参る所存でありますので、村民の皆様と議員各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上で、教育行政方針演述を終わります。

議長　ただいまの各演述に対し質問のある方は、一般質問通告書により、本日の午後5時までに提出願います。

議長　次に、日程第6、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算(第10号)」

から日程第29、議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」までを会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

村 長 提案いたしました、議案第17号及び議案第18号の2件は人事案件でありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解ご賛同を賜りたいと存じます。

まず、議案第17号「野田村固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」であります。本案は本年3月31日をもって任期満了となる、中野富雄氏を再び選任したい考えからご提案申し上げるものであります。中野富雄氏の経歴につきましては、議案に付してある履歴書のとおりであります。議員各位すでにご承知の通り、会社経営の傍ら長年にわたり商工会長を歴任するなど優れた人格と識見を備え、その公正な姿勢は注目の認めるところであり、固定資産評価審査委員会の委員として適任者であると考え、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」であります。本案は本年6月30日をもって任期満了となります。中村智子氏の後任として、式又みち氏を推薦したい考えからご提案申し上げるものであります。式又みち氏の経歴につきましては、議案に付してあります履歴書のとおりであります。議員各位すでにご承知の通り、社会福祉法人野田白寿会や久慈市社会福祉協議会などにおいて、長年にわたり福祉業務の最前線でご活躍したところであり、その人望は厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考え推薦しようとするものであります。

以上提案いたしました人事案件2件につきまして、満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議 長 副村長。

副 村 長 ただいま、村長からご説明申し上げました人事案件を除く、議案22件の提案理由についてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第10号）」について申し上げます。

提案の理由になりますが、今回の補正は、がんばるのだ応援基金積立金、保育所運営委託費及び村債管理基金積立金等に要する経費のほか、一般職給与費等の人件費など早急に対応を要するものについて、補正をしようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億8,950万4,000円を減額し、補正後の予算総額を70億5,483万円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

第2条、繰越明許費につきましては8ページをお開き願います。第2表、繰越明許費のとおり、防災行政無線直流電源装置修繕事業ほか8件について、事業費を翌年度に繰り越ししようとするものであります。第3条、地方債の補正につきましては9ページになります。第3表、地方債補正のとおり、臨時財政対策債ほか6件について限度額を変更するとともに、10ページでは道路維持事業を廃止しようとするものであります。

次に、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について申し上げます。今回の補正は、療養給付費等に要する経費のほか、早急に対応を要するものについて補正をしようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,084万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5億2,379万1,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第3号「令和6年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費について補正をしようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ185万4,000円を追加し、補正後の予算総額を5,351万4,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第4号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」について申し上げます。第2条、収益的収入及び支出の補正であります。収入の簡易水道事業収益を1万4,000円減額しようとするものであります。第3条、資本的収入及び支出の補正であります。不足する額及び引継金を364万5,000円に改め、支出の資本的支出を113万2,000円減額しようとするものであります。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費について329万6,000円増額しようとするものであります。2ページの第5条、他会計からの補助金の補正であります。補助を受ける金額を5,078万3,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第5号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第3号）」について申し上げます。第2条、収益的収入及び支出の補正であります。第1款、公共下水道事業収益を2,000円、第2款、農業集落排水事業収益を135万

円、第3款、漁業集落排水事業収益を26万円それぞれ減額しようとするものであります。第3条、資本的収入及び支出の補正であります。不足する額を167万4,000円。当年度分損益勘定留保資金を50万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を12万4,000円に、引継金を105万円にそれぞれ改め、2ページになります。第1款、公共下水道事業資本的収入を2,115万8,000円、第2款、農業集落排水事業資本的収入を20万円それぞれ減額しようとするものであります。第4条、企業債の補正であります。公共下水道事業ほか1件の限度額を変更しようとするものであります。3ページの第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費について2万1,000円増額しようとするものであります。第6条、他会計からの補助金の補正であります。補助を受ける金額を7,322万5,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第6号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について申し上げます。5ページの理由になります。この条例は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。4ページの理由になりますが、この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、職員が家畜伝染病等の防疫作業に従事した場合における処遇改善を図るため、防疫作業手当の額を変更するほか、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第9号「公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、基金の処分方法を規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。5ページの理由になりますが、この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。5ページの理由になりますが、この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第12号「地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第13号「野田村墓地条例の一部を改正する条例」について申し上げます。3ページの理由になりますが、この条例は、合葬墓の設置に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第14号「簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。5ページの理由になりますが、この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第15号「財産の貸付けに関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は、東日本大震災大津波の被災事業者の事業継続に資するため、南浜モータースに事業用地として減額貸付けしようとするものであります。

次に、議案第16号「6 災16号下安家漁港（導流堤）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は、6 災16号下安家漁港（導流堤）災害復旧工事を施行するにあたり5,060万円で宮城建設株式会社と請負契約を締結しようとするものであります。

次に青いファイルをご用意願います。インデックスの「一般」の所をお開き願います。

議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」について申し上げます。まずはじめに、令和7年度の一般会計予算をはじめ各特別予算等は、先ほど村長が申し上げた通り、選挙時期等の関係から、新村長による政策的な判断ができなかったことから、人件費や維持管理費等の必要経費を計上した骨格予算となっているところであります。ハード、ソフトを含め新規事業等、政策的な事業につきましては今後肉付け予算として編成してまいりたいと考えております。

それでは予算の概要について、1ページから順次説明を申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億670万円に定めようとするものであります。この予算規模は前年度予算と比較いたしまして19億1,485万円の減額となっております。

10、11ページをお開き願います。歳入の主な項目につきまして、本年度予算額と前年度予算額の比較で説明を申し上げます。1款、村税は3億6,421万1,000

円で635万7,000円の減。10款、地方交付税は15億8,156万5,000円で1,996万円の増。14款、国庫支出金は6億5,657万4,000円で2億5,795万7,000円の減。18款、繰入金は7億36万4,000円で7億815万2,000円の減。21款、村債は6億950万円で9億3,082万5,000円の減などであります。

12、13ページをお開き願います。歳出の主な項目につきまして、本年度予算額と前年度予算額の比較で申し上げます。2款、総務費は8億3,383万8,000円で1億9,837万6,000円の増。3款、民生費は9億4,730万6,000円で1億79万1,000円の増。6款、農林水産業費は3億8,976万円で10億9,205万9,000円の減。10款、教育費は8億86万1,000円で11億5,356万4,000円の減などであります。

第2条、債務負担行為につきましては6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のとおり、野田村中小企業振興資金利子補給ほか1件について、期間及び限度額を定めようとするものであります。第3条、地方債につきましては7ページになります。第3表、地方債のとおり、企画施設整備事業ほか9件について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。1ページにお戻りいただき、第4条、一時借入金につきましては、その最高額を3億円に定めようとするものであります。第5条、歳出予算の流用につきましては、同一款内で流用できる経費について定めようとするものであります。

次に、インデックスの「国保」をお開き願います。

議案第20号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計予算」について申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,850万4,000円に定めようとするものであります。この予算規模は前年度予算と比較いたしまして、723万7,000円の増額となっております。2ページをお開き願います。歳入の主なものは、1款、国民健康保険税7,692万1,000円、5款、県支出金3億6,526万4,000円、7款、繰入金4,627万8,000円などであります。3ページになります。歳出の主なものは、2款、保険給付費3億3,990万8,000円。3款、国民健康保険事業費納付金1億2,031万7,000円などであります。1ページに戻りますが、第2条、一時借入金につきましては、その最高額を3,000万円に定めようとするものであります。

次に、インデックスの「後期」をお開き願います。

議案第21号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,491万9,000円に定めようとするものであります。この予算規模は前年度予算額と比較いたしまして350万7,000円の増額となっております。2ページをお開き願います。歳入の主なものは、1款、後期高齢者医療保険料3,469万9,000円。3款、繰入金2,021万4,000円などであります。3ページになります。歳出の主なものは、2

款、後期高齢者医療広域連合納付金5,471万5,000円などであります。

次にインデックスの「国民宿舎」をお開き願います。

議案第22号「令和7年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」について申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,033万9,000円に定めようとするものであります。この予算規模は前年度と比較いたしまして、2,290万8,000円の減額となっております。2ページをお開き願います。歳入の主なものは、1款、繰入金2,033万8,000円などであります。3ページになります。歳出の主なものは、1款、事業費2,003万9,000円などであります。

次にインデックスの「簡易水道」をお開き願います。

議案第23号「令和7年度野田村簡易水道事業会計予算」について申し上げます。第2条、業務の予定量は、給水戸数を1,702戸とし、年間総配水量は66万47立方メートルを予定しております。主な建設改良事業は、取水及び浄水施設整備事業1,540万円、配給水施設整備事業170万円を計上しております。第3条、収益的収入及び支出であります。収入は1億4,053万9,000円を、支出は1億3,971万2,000円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出であります。次ページをお開き願います。収入は5,504万6,000円を、支出は5,542万1,000円を計上しております。第5条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、表の通り定めようとするものであります。第6条、一時借入金、借入限度額を9,000万円に定めようとするものであります。第7条から第9条までは、地方公営企業法の規定により予定支出の各項の経費の金額の流用等について、それぞれ記載の通り定めようとするものであります。

次にインデックスの「下水道」をお開き願います。

議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」について申し上げます。第2条、業務の予定量は、公共下水道事業の汚水処理戸数を935戸とし、年間総処理水量は18万6,170立方メートル。農業集落排水事業の汚水処理戸数を139戸とし、年間総処理水量は3万5,069立方メートル。漁業集落排水事業の汚水処理戸数を37戸とし、年間総処理水量は1万384立方メートルを予定しております。主な建設改良事業は、公共下水道事業の汚水処理施設整備事業1,932万2,000円などを計上しております。第3条、収益的収入及び支出であります。収入は、公共下水道事業収益に3億208万6,000円、農業集落排水事業収益に3,943万4,000円。次ページの漁業集落排水事業収益に1,405万3,000円を計上しております。支出は、公共下水道事業費用に3億208万6,000円、農業集落排水事業費用に3,943万4,000円、漁業集落排水事業費用に1,405万3,000円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出であります。収入は公共下水道事業資本的収入に1億2,296万5,000円、農業集落排水事業資本的収入に1,980万円、3ページの漁業集落排水事業資本的収入に850万円を計上しております。支出は公共下

水道事業資本的支出に 1 億3,233万5,000円、農業集落排水事業資本的支出に 2,043万4,000円、漁業集落排水事業資本的支出に888万9,000円を計上しております。第5条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、表の通り定めようとするものであります。4ページの第6条、一時借入金は、借入限度額を9,000万円に定めようとするものであります。第7条から第9条までは、地方公営企業法の規定により予定支出の各項の経費の金額の流用等について、それぞれ記載の通り定めようとするものであります。

以上で提案理由の説明と致します。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

議 長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました、議案第1号から第24号までのうち議案第17号及び第18号、並びに議案第1号から第5号までの計7件を本日審議し、そのほかの議案17件につきましては、3月14日の会議において、審議することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び第18号、並びに議案第1号から第5号までの計7件を本日審議し、そのほかの議案につきましては、3月14日の会議において審議することに決定いたしました。

議 長 次に、「議案の委員会付託について」お諮りいたします。

議案第19号から第24号までの「令和7年度各会計予算」については、野田村議会委員会条例第5条及び野田村議会会議規則第38条第1項の規定に基づき、当職を除く議員全員による「予算特別委員会」を設置し、これに付託して審査を行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号から第24号までの審査につきましては「予算特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議長　それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、本会議場に、予算特別委員会を招集します。

互選につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、出席委員の年長委員である、米田徳一郎委員にお願いします。

委員長及び副委員長が決定するまでの間、本会議を休憩いたします。

(休憩11時07分)

(予算特別委員会委員長、副委員長の選任)

(開始11時08分)

米田委員　年長委員の米田徳一郎でございます。
委員長が選任されるまでの間、よろしくお願いいたします。

米田委員　予算特別委員会委員長の選任方法につきまして、お諮りいたします。
選任の方法は、推薦の方法で行うことにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

米田委員　ご異議なしと認めます。
選任の方法は推薦の方法で行うことに決定いたしました。
どなたか、適任者を推薦していただきたいと思います。
小野寺光男委員。

小野寺光男委員　委員長に、山田委員を推薦します。

米田委員　ほかにありませんか。

(なしの声)

米田委員　予算特別委員会委員長に、山田委員の推薦がありました。
お諮りいたします。
ただいまの推薦のとおり、山田委員を予算特別委員会委員長に選任することにご異議ありませんか。

(なしの声)

米田委員 ご異議なしと認めます。
よって、山田委員が予算特別委員会委員長に選任されました。
以上で、年長委員としての職務を終わりました。
ご協力感謝いたします。
委員長の登壇をお願いします。

(委員長の登壇)

委 員 長 予算特別委員会の委員長に選任されました、山田でございます。よろしくお
願いいたします。
お諮りいたします。
予算特別委員会副委員長の選任の方法につきましては、指名推薦の方法で行
い、指名の方法は当職が指名することにしたいと存じますが、これにご異議あ
りませんか。

(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認めます。
よって、選任の方法は指名推薦の方法で行い、指名の方法は当職が指名する
ことに決定いたしました。
予算特別委員会の副委員長に前川委員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま指名いたしました前川委員を選任することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認めます。
よって前川委員が予算特別委員会副委員長に選任されました。
以上で、副委員長の互選が終わりました。

委 員 長 なお、次の委員会は、3月10日、午前10時から、令和7年度予算の審査を行
います。
本日は、これにて散会いたします。

(散会11時12分)

(ここまで、予算特別委員会委員長、副委員長の選任)

(再開11時13分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議 長 この際、諸般の報告をいたします。
予算特別委員会委員長から、正副委員長が選任された旨報告がありました。
委員長に山田委員、副委員長に前川委員、以上であります。

議 長 それでは、議案第17号及び第18号、並びに議案第1号から第5号までの各議案について審議（質疑・討論・採決）を行います。

議 長 まず、議案第17号「野田村固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」の審議を行います。
本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは採決いたします。議案第17号は、原案に同意することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」の審議を行います。
本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。
これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
それでは採決いたします。議案第18号は、候補者に異議がないことにご異議
ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は候補者に異議がないものと決定いたしました。

議長 次に、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第10号）」の議案
内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予
算（第10号）」につきまして、その予算内容についてご説明致します。説明は、
事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款、項ごとに順をおって、ご説
明をいたします。なお、今回の補正予算は、事務・事業の決算見込みにより調
整をして計上しているところであります。

まずはじめに歳入ですが、16、17ページをお開き願います。1款、村税210万
円の増額は、法人村民税390万円の減額と村たばこ税600万円の増額を計上して
おります。10款、地方交付税1億3,591万6,000円の増額は、普通交付税5,910万
4,000円の増額、震災復興特別交付税7,681万2,000円の増額を交付決定に基づき
計上しております。14款、国庫支出金3,044万3,000円の減額は、1項、国庫負
担金の1目、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金581万5,000円の
減額、子どものための教育・保育給付交付金656万8,000円の増額、次に、2項、
国庫補助金ですが18、19ページをお開き願います。4目、土木費国庫補助金の
防災・安全社会資本整備総合交付金道路分2,925万3,000円の減額等を計上して
おります。15款、県支出金1,600万4,000円の減額は、1項、県負担金の1目、
民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金290万8,000円の減額、その下にな
りますが、子どものための教育・保育給付負担金280万9,000円の増額、2項、

県補助金の４目、農林水産業費県補助金の農山漁村地域整備交付金950万円の減額等を計上しております。20、21ページをお開き願います。17款、寄附金1,942万2,000円の増額は、１項、寄附金のがんばるのだ応援寄附金1,600万円の増額、その下になります、企業版ふるさと納税寄附金220万円の増額等を計上しております。18款、繰入金３億3,915万4,000円の減額は、財政調整基金繰入金２億9,964万5,000円の減額、村債管理基金繰入金1,887万6,000円の減額、公共施設等整備基金繰入金1,228万5,000円の減額、村営住宅整備等基金繰入金678万1,000円の減額等を充当先の事業の実績見込みにより計上しております。20款、諸収入1,275万5,000円の減額は、23ページの２行目ですが、久慈広域連合地域支援事業委託料328万7,000円の減額、その下の、県営農業農村整備事業（泉沢・中平地区）換地清算金収入1,200万円の減額等を計上しております。21款、村債5,106万2,000円の増額は、臨時財政対策債463万8,000円の減額、農山漁村地域整備事業債950万円の減額、村道舗装補修事業債1,040万円の減額、村道中平上明内線歩道新設事業債2,360万円の減額、野田小学校整備事業債9,550万円の増額等を充当先の事業の実績見込みにより計上しております。

次に歳出について、主な事業を説明いたします。24、25ページをお開き願います。２款、総務費289万2,000円の増額は、１項、総務管理費の中段になります。５目、財産管理費の村債管理基金積立金1,033万8,000円の増額、７目、企画費の地域おこし協力隊活動経費746万6,000円の減額、自治体情報配信サービス導入事業530万2,000円の減額、野田村定住促進事業費補助金470万円の増額、下段になりますが、10目、ふるさと振興費の、がんばるのだ応援基金積立金1,600万円の増額、27ページの中段になりますが、３項、戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム運用経費311万5,000円の減額等を計上しております。３款、民生費1,625万4,000円の減額は、１項、社会福祉費の29ページになります、１目、社会福祉総務費の８行目、障害者自立支援給付費1,000万円の減額、３行下になります、価格高騰緊急支援給付金（均等割のみ）給付事業600万円の減額、この欄の一番下になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金422万9,000円の増額、２目、老人福祉費の久慈広域連合負担金（介護保険）分378万8,000円の減額、下段になります、２項、児童福祉費の２目、児童措置費の保育所運営委託費1,302万5,000円の増額等を計上しております。次に４款、衛生費980万4,000円の減額は、30、31ページをお開き願います。１項、保健衛生費の４目、環境衛生費の久慈広域連合負担金の、し尿処理及び火葬場分として329万8,000円の減額、その下の２項、清掃費の久慈広域連合負担金（じん芥処理）分532万4,000円の減額等を計上しております。６款、農林水産業費4,320万9,000円の減額は、１項、農業費の５目、農地費、県営農業農村整備事業（泉沢・中平地区）換地補償金1,200万円の減額。次に33ページになります。中段の３項、水産業費の１目、

水産業総務費の地域おこし協力隊活動経費391万円の減額、3目、漁港建設費の漁港再生交付金事業1,600万円の減額等を計上しております。次に34、35ページをお開き願います。8款、土木費1億206万円の減額は、2項、道路橋りょう費の2目、道路維持費の村道舗装補修事業3,140万円の減額、3目、道路橋りょう新設改良費の橋梁修繕事業1,510万円の減額、村道中平上明内線歩道新設事業2,366万6,000円の減額、村道大葛日形井線現道拡幅事業600万円の減額、4項、都市計画費の下水道事業会計出資金300万円の減額、5項、住宅費の村営住宅維持管理経費627万3,000円の減額、村営住宅整備等基金積立金1,045万5,000円の減額等を計上しております。次に36、37ページをお開き願います。10款、教育費1,705万円の減額は、2項、小学校費の野田小学校整備事業1,050万4,000円の減額、4項、社会教育費の文化財保護経費411万9,000円の減額等を計上しております。次に38、39ページをお開き願います。11款、災害復旧費350万1,000円の減額は、漁港施設災害復旧事業費を計上しております。12款、公債費487万円の増額は、元金及び利子の償還金を実績見込みにより計上しております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

議長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員　それでは数点についてお尋ねをします。主に減の理由、内容等についてお尋ねします。歳出になりますが、24、25ページと32、33ページにまたがってあるんですが、地域おこし協力隊活動費がおしなべて減になっております。この減の主な理由が何なのか、何人対象だったのか、これをお尋ねをします。まず、2款1目の一般管理費「地域おこし協力隊・活動経費」242万5,000円、それから企画費で「地域おこし協力隊活動経費」746万6,000円、「地域おこし協力隊起業支援補助金」100万円の減と、ふるさと振興費「地域おこし協力隊活動経費」216万3,000円と32、33ページの水産業総務費「地域おこし協力隊活動経費」ということで391万円の減、主な内容と理由、人数についてお尋ねをします。それと、林業総務費の中に「森林病虫害等駆除委託経費」261万円、「立木調査業務委託経費」107万7,000円があります。これは事業年度に完了できなかった内容なのか、完了できなかった内容だとすると、何か所あってどのぐらいの規模なのかをお尋ねします。歳入の方で「森林病虫害等駆除事業補助金」が222万円の県補助金減になっていますが、当然事業をやっていればこの減がなくて、できれば増の見込みが立てればよかったんですが、それが立っていないことに対してのご説明をよろしくお願いします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。まず2款1項1目の「地域おこし協力隊募集・活動経費」242万5,000円の減額でございます。こちらは地域おこし協力隊の募集の活動経費を計上したものでございますが、旅費について50万円の減、委託料は192万5,000円の減となっております。こちらは募集の活動を東京で開催する計画でございましたが、実施しないための減額になってございます。続きまして、企画費の「地域おこし協力隊活動経費」746万6,000円の減額でございますが、こちらは委託型の地域おこし協力隊といたしまして、当初1,140万円3名分計上してございましたけれども1名の実績でございますので、2名分を減額するものでございます。それが理由でございます。そして、ふるさと振興費の「地域おこし協力隊活動経費」216万3,000円の減額でございますけれども、募集をして一旦採用決定した方が1名ございましたけれども、着任前に辞退したことに伴って全部その経費を1名分減額するものでございます。現在着任中の地域おこし協力隊の人数は全部で8名となっております。以上でございます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。33ページ、順にご説明させていただきます。「森林病虫害等駆除委託経費」261万円減にしております。こちらにつきましては今年度93本処分しております。予算595万5,000円計上してございましたが、残り予算内で事業を完了できましたので、261万円減をしております。なお、こちらの4分の3県から補助が入っておりますので、そのうち222万円が県補助金の減額分となっております222万円の県補助金分を減額しております。続きまして「立木調査業務委託経費」107万7,000円減額をしております。こちらは、森林経営管理制度の調査にかかる業務委託料として予算を措置してございましたが、今年度について希望される方がいらっしゃいませんでしたので、引き続き来年度の方に計上しておりますが、事業継続して経営管理を続けていきたいと考えております。続きまして、同じページの「地域おこし協力隊活動経費」391万円の減となっております。こちらは2名分の協力隊の活動経費を計上してございましたが、実績見込みで1名ございますので、1名分の減となっております。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員　再質問させていただきますが、2款1項1目の一般管理費「地域おこし協力隊募集・活動経費」の中で、実施していないから減になったという話でしたけれども、なぜ実施しなかったのでしょうか。せっかく予算計上していて事業活動しない、実施しないのだと、何のための予算計上なのかも私も分かりませんが、できるだけ実施するような体制で予算を計上するべきだというふうに私は思いますので、その点をお聞きいたします。それから、24、25ページのふるさと振興費「地域おこし協力隊活動経費」216万3,000円です。まだ確認していませんが予算計上したのは当初だと思いますが、その中でここまで引っ張ってきて減にしなければならないと当初の活動はどうだったのか、その辺を再度お尋ねをします。それから32、33ページの「森林病虫害等駆除委託経費」について完了とありましたが、ナラ枯れの原因、あるいは松くい虫これらの部分だと私は認識しておりますけれども、完了という言葉にちょっと私は疑問があったものですから、この辺のいきさつ、それから今後の見込みについても再度お尋ねします。

議　　長　　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　米田徳一郎議員の再質問にお答えします。「地域おこし協力隊募集・活動経費」について、なぜ実施しなかったのかと申しますと、今年度申し込みの方が結果的に採用になった方は3名いらっしゃるんですけども、募集活動はしなくても申し込みがあったということでご理解いただければと思います。あと「地域おこし協力隊活動経費」ふるさと振興費の分でございますが、こちらは9月補正で予算措置させていただきまして、実際8月5日に面接を行って採用して赴任する予定でございましたけれども、10月18日に本人から辞退の申し出がありまして、その分の経費を減額するものでございます。以上でございます。

議　　長　　産業振興課長。

産業振興課長　米田議員の再質問にお答えします。たいへん言葉足らずでございました。令和6年度事業につきまして、こちらのナラ枯れの被害木の駆除を行ったものでございます。ご案内の通り、春の駆除そして秋の駆除ということで、年2回こちらのナラ枯れの被害木の駆除をしております。まだまだ村内外、ナラ枯れの被害ありますし、広がっているという状況でございます。令和7年度におきましても、ナラ枯れの被害木を処理していきたいと思っております。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 わかりました。あとは地域おこし協力隊おしなべてなんですが、やはり募集それから事業の実施、そういったものを前向きに取り組んで、募集なりケアなりをして、できるだけ途中で辞退するようなことがないような、そういう事業の進め方をこれからも実施していかなければならないのではないかなというふうに思います。これは、地域おこし協力隊は今非常に注目されておりますので、これをぜひ、受け身でなくて攻めの方向で取り組んでいただきたいと申し上げまして、質問は終わらせていただきます。それから、病虫害の関係ですけれども、まだまだたくさんあるのに令和6年度分が終わったと、それは分かります。でも予算があるので、その事業そのものを予算の範囲内で完全に実施する。令和6年度で残すのではなくて、令和6年度事業で活動したものがゼロになるような活動方法をしていかないと、多分病気はどんどん拡大していくと思うので、そのへんを心がけて取り組んでいただきたいということを申し添えて質問を終わります。

議 長 ほかにありませんか。
山田陽子君。

山田議員 18、19ページ中段の15款1目、民生費県負担金「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」191万8,000円減になった理由と30、31ページ、4款4目、環境衛生費「久慈広域連合負担金（し尿処理）」277万9,000円減の理由と1目、清掃費「久慈広域連合負担金（じん芥処理）」532万4,000円の減の理由と38、39ページ、2目、公民館費「生涯学習センター管理運営経費」134万8,000円の減と「総合センター管理運営経費」45万4,000円の減の理由についてお尋ねします。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 山田陽子議員のご質問にお答えします。まず19ページ「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」の減額についてでございますが、こちらの負担金は保険料の所得の低い方に対する減額分について、県からの負担金を受けているものでございますが、当初予算で計上した額については、後期高齢者医療の広域連合において推計値によって計上している金額でしたけれども、実際の減額の方が当初の予想よりも少なかったことによるものでございます。それから31ページ「久慈広域連合負担金（し尿処理）」と「久慈広域連合負担金（じん芥処理）」

に関する減額でございますけれども、いずれも事業費の確定による減額でございます。以上です。

議 長 教育次長。

教育次長 山田議員からご質問がありました、38、39ページ、公民館費の減額等でございますが、はじめに「生涯学習センター管理運営経費」134万8,000円の減額についてであります。こちらは生涯学習センターの清掃業務費が74万6,000円、それから管理業務が60万2,000円、合わせて134万8,000円の減額であります。こちらは当初予算で3年間分ということで令和6年度分を措置しておりましたけれども、単年度契約することによって減額が生じたものでございます。それから、「総合センター管理運営経費」45万4,000円の減額でございますが、総合センター前の給水管が漏水があるということで鉄管を全部撤去しまして塩ビ管に付け替えたものでございますが、その執行残でございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 そうしますと「生涯学習センター管理運営経費」については、今後は1年ずつの更新で進んでいくという考え方でしょうか

議 長 教育次長。

教育次長 生涯学習センターのみならず他の施設等の管理についても、最近の人件費の高騰あるいは物価高騰等で数年先が見通せない状況でございますので、単年度ごとで確実に契約してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
小野寺光男君。

小野寺光男議員 8ページの繰越明許費について。8款土木費の「村道中平上明内線歩道新設事業」これの繰り越ししなかった理由について。それから、20、21ページ、17款寄附金の「がんばるのだ応援寄附金」「企業版ふるさと納税寄附金」それぞれ何件あったのかお知らせ願います。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長　　小野寺光男議員のご質問にお答えします。土木費の「村道中平上明内線歩道新設事業」の繰り越しでございますけれども、こちらは年度の補正予算で予算を計上させていただきまして、その後、設計業務、用地交渉等実施してまいりました。その中で、用地交渉しながらということもございまして、ある程度内諾はいただいている状況のところまでは進んでおります。それで設計も確定ということになります、工事がまだ進んでいない状況になっておりまして、それらを繰り越しして開校までには間に合わせたいと考えております。以上でございます。

議　　長　　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　　「がんばるのだ応援寄附金」の件数でございますが、まだ今年度途中でございますけれども、2月把握できる時点では980件のご寄附をいただいております。「企業版ふるさと納税寄附金」でございますが、2件いただいております。以上でございます。

議　　長　　小野寺光男君。

小野寺光男議員　　「村道中平上明内線歩道新設事業」についてお尋ねをします。これはおそらく建設している小学校付近のことかと思いますが、延長的なものはどの辺からどの辺までの予定でしょうか。

議　　長　　地域整備課長。

地域整備課長　　小学校の移転先の所の歩道分の増設工事となりますが、下から行きますとY字路になっておりまして、中学校方面に上がりますと、今右側に歩道が設置されております。その右側の方が途中で止まっているような状況でございますけれども、その止まっている箇所から新しい小学校の入り口までの区間となっております。以上でございます。

議　　長　　ほかに質疑ありませんか。
中川大和君。

中川大和議員　　25ページの2款7目企画費の「野田村定住促進事業費補助金」470万円の増の中身を一つと、29ページ3款1項社会福祉費の「価格高騰緊急支援給付金（均等割のみ）給付事業」「価格高騰緊急支援給付金（子ども加算）給付事業」

の減額2件と「定額減税補足給付金（調整給付）給付事業」の減額の3件の減額理由についてお願いいたします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和議員のご質問にお答えします。「野田村定住促進事業費補助金」470万円の増額でございますけれども、こちらは住宅購入費の補助金が1件70万円。土地購入費の補助金が1件100万円。住宅建築費の補助金が1件150万円を見込んでございまして、急な申請対応分といたしまして150万円を計上してございます。以上です。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 民生費でご質問ありました、まず1点目でございます。「価格高騰緊急支援給付金（均等割のみ）給付事業」600万円の減についてでございます。こちらにつきましては、6月の補正によりまして、均等割のみの対象者を拾い出してということでしたけれども、令和6年度の新たに非課税になった方が当初見込んだ100世帯より少なく40世帯で済んだところで対象者が減ったということで減額しております。同じく「価格高騰緊急支援給付金（子ども加算）給付事業」につきましては、そうした非課税世帯の子どもに当たる部分というところでございます。こちらにつきましては、50人を見込んでおりましたが29人ということでこちらも減額しております。その下でございますが、「定額減税補足給付金（調整給付）給付事業」につきましても、実績見込みにより76万円減額しております。以上でございます。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 「野田村定住促進事業費補助金」の方ですが、住宅と土地購入ということですが、これは実績での見込みでこの金額になっているのでしょうか。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和議員のご質問にお答えします。470万円のうち実績見込みが320万円、残り150万円は不測の申請に備えて計上するものでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

中川昇君。

中川昇議員　　8 ページ、第 2 表、繰越明許費。民生費の「物価高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯・子ども加算）給付事業」と「生活者支援対策事業」この 2 件が繰り越しになっているわけです。繰り越した理由をお聞きします。それから 29 ページです。4 目、介護保険事業費の中で「認知症地域支援推進員研修負担金」とあり、減になっておりますが、この地域支援推進員というのはどういう方になっているのか認知症のサポーターみたいなものであるのかどうかその辺をお聞かせ願います。それから 35 ページです。1 目、住宅管理費ですが「木造住宅耐震改修工事助成事業補助金」も減となっておりますが、令和 6 年度の実績ですね、内容をお知らせ願います。以上です。

議　　長　　保健福祉課長。

保健福祉課長　　中川昇議員のご質問にありました、まず繰越明許費の 2 件でございます。1 点目の「物価高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯・子ども加算）給付事業」こちらにつきましては、12 月の補正予算で措置したわけで行いました。これに係る部分でございますけれども、未申告の方が若干おありまして、その方に係る分につきましてはまだ給付できていないというところでございまして、その方に係る分について繰り越ししようとするものでございます。もう 1 点の「生活者支援対策事業」でございます。今年 1 月の臨時議会で全世帯に 1 万円の商品券ということで給付しようとするものでございまして、実際のところ、給付の商品券は発送しているわけではございますが、まだ完了していないというところで繰り越ししようとするものでございます。もう一つ、認知症地域支援推進員につきましては、包括支援センターの職員を想定しておありまして、職員が異動になったりとか、そういった形で研修を受けなければならないというところでの費用でございます。以上でございます。

議　　長　　住民生活課長。

住民生活課長　　中川昇議員のご質問にお答えします。「木造住宅耐震改修工事助成事業補助金」についてですが、今年度、改修については 1 戸分の予算を措置しておりました。制度について 5 月広報と 6 月にのんちゃんネットで制度の周知をしておりましたが、希望される方がなかったことによる減額でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」の議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。12、13ページをご覧ください。1款、国民健康保険税1,430万円の減額は、収入見込み額により計上しております。5款、県支出金2,091万7,000円の増額は、1項1目、普通交付金2,037万3,000円、特別交付金54万4,000円の増額を交付見込み額により計上しております。7款、繰入金422万9,000円の増額は、1項1目、一般会計繰入金をそれぞれ今年度の算定額および見込み額により計上しております。

次に、歳出でございますが、16、17ページをご覧ください。2款、保険給付費1,144万4,000円の増額は、1項1目、療養給付費1,049万5,000円、2項1目、高額療養費295万円の増額、4項1目、出産育児一時金200万円の減額を支出見込みにより計上しております。5款、保険事業費59万8,000円の減額は特定健康診査等業務委託料を実績見込みにより計上しております。

以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「令和6年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第3号「令和6年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。予算書の12、13ページをご覧ください。1款、後期高齢者医療保険料234万8,000円の増額は、1項1目、特別徴収保険料102万8,000円、1項2目、普通徴収保険料132万円を収入見込み額により計上しております。3款、繰入金55万5,000円の減額は、保険基盤安定事業費繰入金を今年度算定額により計上しております。5款、繰越金6万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定額を計上しております。

次に、歳出でございしますが、14、15ページをご覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金185万4,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合納付金を支出見込み額に合わせて計上しております。以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」の議案内容の説明を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第4号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容をご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。12ページをお開き願います。収入からでございますが、1款、簡易水道事業収益の2項、営業外収益1万4,000円の減額は、2目、他会計補助金38万8,000円の増額と3目、長期前受金戻入益40万2,000円の減額を計上しております。続いて支出についてご説明いたします。1款、簡易水道事業費用の1項、営業費用63万6,000円の増額でございますが、1目、原水及び浄水費243万円の減額、2目、配水及び給水費13万円の減額、3目、総係費359万8,000円の増額、4目、減価償却費40万2,000円の減額を計上しております。

次に第3条、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。13ページをお開き願います。1款、資本的支出の2項、企業債償還金113万2,000円の減額は2目、建設改良企業債の減額を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第４号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、議案第５号「令和６年度野田村下水道事業会計補正予算（第３号）」の議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第５号「令和６年度野田村下水道事業会計補正予算（第３号）」につきまして、その内容をご説明いたします。

第２条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。17ページをお開き願います。収入からでございます。１款、公共下水道事業収益の１項、営業収益14万8,000円の減額は、３目、国庫補助金の減額を計上しております。２項、営業外収益14万6,000円の増額は、２目、他会計補助金106万6,000円の減額と５目、雑収益、米田地区汚水処理経費負担金121万2,000円の増額を計上しております。２款、農業集落排水事業収益、２項、営業外収益135万円の減額は２目、他会計補助金の減額を計上しております。３款、漁業集落排水事業収益の２項、営業外収益26万円の減額は２目、他会計補助金の減額を計上しております。

続きまして支出についてご説明いたします。１款、公共下水道事業費用の１項、営業費用2,000円の減額は、１目、管渠費87万7,000円の減額、２目、ポンプ場費９万円の増額、３目、処理場費89万6,000円の増額、４目、総係費11万1,000円の減額を計上しております。２款、農業集落排水事業費用の１項、営業費用135万円の減額は、１目、管渠費300万円の減額、３目、処理場費43万8,000円の増額、４目、総係費121万2,000円の増額を計上しております。３款、漁業集落排水事業費用の１項、営業費用26万円の減額は、１目、管渠費30万円の減額、３目、処理場費４万円の増額を計上しております。

次に第３条、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。19ページをお開き願います。収入からでございますが、１款、公共下水道事業資本的収入の１項、企業債1,350万円の減額は１目、建設改良債の減額を計上しております。２項、他会計出資金300万円の減額は１目、他会計出資金の減額を計上し

ております。３項、国庫補助金791万5,000円の減額は国庫補助金の減額を計上しております。４項、負担金等325万7,000円の増額は１目、受益者負担金10万円の増額と２目受益者分担金の一括納付により増額分315万7,000円を計上しております。２款、農業集落排水事業資本的収入の１項、企業債10万円の減額は建設改良債の減額を計上しております。２項、他会計出資金10万円の減額は他会計出資金の減額を計上しております。

続いて支出についてご説明いたします。１款、公共下水道事業資本的支出の１項、建設改良費2,579万2,000円の減額は１目、管路建設改良費と舗装本復旧工事925万4,000円の減額と３目、処理場建設改良費の浄化センター非常用電源設備に係る委託料及び工事請負費1,653万8,000円は入札執行の結果の減額としております。２項、固定資産購入費75万7,000円の減額は固定資産購入費の公営企業会計支援業務委託料の減額を計上しております。２款、農業集落排水事業資本的支出及び３款、漁業集落排水事業資本的支出の固定資産購入費につきましても、公共下水道事業と同様の公営企業会計支援業務委託料の減額を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第５号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、３月７日、午前10時から、「一般質問」を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会12時09分)

令和7年3月 第7回野田村議会定例会会議録（第2号）			
招集年月日	令和7年3月5日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年3月7日（金） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和7年3月7日（金） 14時18分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
	5	中 川 昇	
会議録署名議員の 氏 名	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	中 村 剛
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	小谷地 鉄 也
	書 記	中 居 正 美
	書 記	小野寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第7回野田村議会定例会会議録（令和7年3月）第2号

令和7年3月7日
（開会10時01分）

議 長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問は、通告書の提出順に行います。

議 長 まず、4番、丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

（一括質問・一括答弁）

丹野議員 4番、日本共産党の丹野和子が村政について伺います。

1、「地震・津波避難訓練について」令和6年12月1日午前7時に地震・津波避難訓練が行われました。参加者は全村で593名で前回より多かったとのことでした。この避難訓練についていくつか質問します。

（1）自動車での避難について。今回の訓練で工業高校グラウンドに避難しましたが、ほとんどの人は自動車避難でした。以前の調査（令和4年10月23日避難行動に関するアンケート調査）でも約6割の人が「最初に自動車で避難した」との回答でした。これまで「原則避難は徒歩で」と言っておりましたが、このような実態である以上、村内の道路の気をつける点、速度など車における安全な避難ルール、方策等について村民に知らせる必要があると思います。村長は以前の答弁で「県がとりまとめ予定の車避難に関する意見等も踏まえて検討したい」と述べています。車避難について、県、各市町村でも検討していると新聞報道がありました。本村でも車で安全に避難できるような方策の周知が必要ではないでしょうか。

（2）要支援者・高齢者等の避難について。野田村の要支援者の個別避難計画の作成状況はどのようになっているのでしょうか。また、計画が作成されていても、実際の避難は、同行するだけで済むような方から、専門的な知識を必要とする方など個人によって違うと思います。要支援者を同行して、訓練に参

加した方の感想として「日頃からの隣近所のつきあいが大切」とありました。地域ぐるみの避難を進めていくために、村はどのような取り組みを予定していますか。

（３）避難所の環境改善について。村ではどのくらいの、避難所設置のための備蓄がありますか。食料は何日分とか、水、間仕切り用テント、トイレなどです。野田村の指定避難所は、野田小学校、野田中学校、国民宿舎えぼし荘ですから、耐震性等が備わった場所と思います。これらの指定避難所に村民はどのくらいの人数、期間、避難できるように想定されておりますか。

２、「野田村公式LINE登録とタブレットの使い方習得について」野田村公式LINEの登録者数は1、462名（２月25日）でした。タブレットの申込者数は175名（２月14日）とのことでした。各地区で２月中の予定で説明会が開催されておりました。説明会の皆さんの感想はいかがだったでしょうか。私の聞いたところ、タブレットを借りた方々は高齢の方が多く、使い方を覚えるのに苦労しているようでした。「いつでも聞きに来てよい」と言われたからと出かけて行っている方もいれば、使い方をわからないので返したいと悩んでいる方もいました。「わからなければ、いつでも聞きに来て」と言ったことは助かると思いますが、できれば役場に行ったら、ここが説明場所だとわかるように、常設の説明場所をつくるような心構えで取り組んではいかがでしょうか。今後とも状況を見て、説明会を開催するなど、長期間取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。公式LINE登録もせず、タブレットも借りない人にも、情報伝達が必要と思います。具体的な方法は検討の余地があると思いますが、防災無線の戸別受信機等の取り付けはできないのでしょうか。

「教育行政方針演述について」学校教育の充実のなかの３つめの「豊かな心の育成」について質問します。この中で全国的に自死を選択する児童生徒の数が年々増加しており大きな問題となっていること。このようななかで「命の教育」の大切さを述べています。野田中学校では、６年度は外部講師による出前授業など「命の教育」に取り組んで来たとありました。令和７年度は、この課題にどのように取り組んでいく予定でしょうか。また、「いじめ」は、「どの学校でも起こりうるもの」という認識のもと教育に取り組んでいくとありました。

「いじめ」に学校として、組織的に取り組んでいく体制はどのようになっているのでしょうか。「いじめ」の認知を行うためにも、問題の把握のためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは大切だと思います。７年度の配置はどのようになりますか。

議長 村長。

村 長 丹野議員の1番目のご質問であります「地震・津波避難訓練について」の1点目「自動車避難について」であります。本村や国・県においても「避難手段は、原則として徒歩によるもの」としており、「地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。」などとしております。令和6年度の村防災訓練において、本町・旭町自主防災会では、一部で要支援者の自動車避難を検証しており、地域において自動車避難のルールづくりに今後取り組むということを伺っております。まずは地域の実情に応じた避難方法などについて話し合っていたきながら、村も支援して参りたいと考えております。

2点目の「要支援者・高齢者等の避難について」であります。令和7年2月末現在の個別避難計画の作成数は54名となっております。また、地域ぐるみの避難を進めていくためには、その地域の実情を知る自主防災組織等と連携をしながら取り組むとともに、新たな組織の立ち上げにも支援して参りたいと考えております。

3点目の「避難所の環境改善について」であります。本村では食料、飲料水など500人の避難者が3日間避難所で生活できる量を備蓄しており、間仕切りについては約400人分、簡易トイレも3日間避難所で生活できる程度の数量を備蓄しております。これからも引き続き、補助金等を活用しながら必要な備蓄品の整備を進めて参りたいと考えております。また、指定避難所の最大収容人数は約700人で、災害の危険性が無くなるまで避難は可能と考えております。

2番目のご質問であります「野田村公式LINE登録とタブレットの使い方習得について」であります。2月中に村内10か所で説明会を実施しており、タブレットを貸与した方々からは使い方がわからないという声もありましたが、たくさん触れて慣れていただくということが重要だと考えております。また、役場内でのタブレットに関する相談場所については、わかりやすい表示を行うなど、相談しやすい環境をつくっていくこととし、再度の説明会については、必要に応じて検討して参りたいと考えております。そのほか、村公式LINE以外での情報発信については、防災無線の戸別受信機も含め、状況に合わせた様々な方法を検討して参りたいと考えております。以上です。

議 長 教育長。

教 育 長 丹野議員の教育行政方針演述に対するご質問の1点目「豊かな心の育成」の中の「命の教育」についてであります。先ず何よりも児童生徒が自ら命を絶つことはあってはならず、近年全国的にもその数が増加していることを憂慮し

ているところでございます。学校におきましては、児童生徒に対して、悩みや不安を抱えたり、孤独を感じたりした場合でも、決して一人ではなく、味方になってくれる人が必ずいることを十分に理解させるとともに、保護者との情報共有を図り、児童生徒の微妙なサインに注意を払いながら、不安や悩みの声に耳を傾けるように努力しているところであります。また、自死に限らず「命の大切さ」につきましても、道徳教育の中で大切に指導するとともに、助産師による講演会、思春期講演会、復興教育の推進のほか、野田中学校においては、令和6年度から人権教育研究指定校として県の指定を受けており、各分野の講師を招いての講演会の開催など人権教育に取り組んでいるところでございます。令和7年度においても、県の支援を受けながら、継続推進して参りたいと考えております。

2点目の「いじめ」についてであります。 「いじめ」への対応につきましては、児童生徒に安心・安全な学校生活を送らせるために、重要な事案であると捉えております。そのため、小・中学校とも「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめ防止対策委員会を組織して、いじめの早期発見・早期解決に努めているところであります。具体的な取り組みとしましては、委員会・研修会の開催、早期発見のためのアンケートの実施、教育・心理検査である I-Check（アイチェック）や Hyper-QU（ハイパーキューキュー）などの検査の実施、スクールカウンセラーとの面談のほか、定期的かつ随時の教育相談の実施など、いじめの予防についても組織的に取り組んでいるところでございます。更には、いじめが起きない風土づくりのために、児童会や生徒会での様々な取り組みも行われており、徐々に成果も出てきておりますので、令和7年度においても、引き続き取り組んで参りたいと考えているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの継続した配置につきましても、県教育委員会に要望しているところでございます。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 丹野和子君。

丹野議員 車避難につきまして「地域の実情に応じた避難方法などについて話し合っていたいただき、村も支援して参りたい」というような考えでありましたけれども、私、今回、実際に車で避難してみました。その後に防災官の話を聞く機会がありました。その内容は、災害時は一方通行にした方が良いとか車の速度とか道路渋滞の可能性のある所とか、そういうようないろいろな話がありました。大変参考になりました。これまでは徒歩で避難して寒いとか、いっぱい人が避難してきたなとか、そういうぐらいのことしか考えていませんでした。これを地

域で話し合う場合は援助して下さるということですが、話し合いを持つ前にもある程度、基本的なことは村民に知らせると助かると思いますが、どうでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。地域の実情に応じた避難方法を話し合っ
ていただくということなのですが、その際にはやはり村の方でも、ほかの事例
等参考にしながら、どういったルールが必要であるとか、あるいは道路の状況
等を想定したりというふうな所のポイントを掲げて支援の方にも入っていき
たいと考えております。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 「要支援者・高齢者等の避難について」これにもありましたけれども、要支
援者とか避難する場合は、地域での話し合いとか日頃からの付き合いがすごく
大切だと思います。そういうようなのについてですが、「自主防災組織
等と連携をしながら取り組んでいく」とありましたけれども、地域による自主
防災組織ができていない所とか、いろいろ差があると思いますけれども、そ
ういうような形に対して村ではどのように援助していく予定でしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。やはり地域との連携が重要になってくる
ということで、支援者につきましては、できれば各地域に自主防災組織を立ち
上げていただくような支援あるいは呼びかけを進めるとともに自主防災組織が
ない所につきましては、行政、社協あるいは消防団とかの関係機関と話し合
いながら、支援どのようにできるかということを進めて参りたいと考えます。
以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 野田村公式LINE登録とタブレットの使い方について、「これからも説明
会とか相談しやすい環境をつくっていく」とありましたけれども、ぜひそのよ
うにお願いします。できれば役場に入って「ここでタブレットの使い方を教
えてくれるんだな」というのが分かるような立て看板とか、のんちゃん電話を返

す所はここですって書いてあるんですけど、そういうような形でやると。あと「説明会は必要に応じて検討していく」とありましたけれども、説明会は説明会でももちろん開いてほしいですし、そのほかに、村でやるいろいろな集会とかも分からない人があったら教えますとそういうような形で。この間のかだるカフェに参加したお年寄りの方が、友達登録をカフェの方から教えてもらっていましたので、そういういろいろな機会を捉えて、公式LINEの登録とかタブレットの使い方が広まっていくような方策が必要ではないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。まず庁舎内の見やすい表示ということでございますけれども、目立つように表示をしたり、あるいは職員の方からお声掛けするなど工夫して対応して参りたいと思います。それから、LINEの使い方を広めるようにということでございますけれども、LINEだけの説明会ではなくて、ほかの集会でも気軽に職員等にお尋ねいただいて、説明できるようなことで対応できればと思いますし、更に詳しい内容につきましては担当の職員につなぐなど、その時に説明できない時には改めて説明申し上げるというふうなことで取り組んで参りたいと考えます。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 教育行政方針演述について、「令和7年度においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの継続した配置につきまして、県教育委員会に要望していく」とありましたけれども、昨年度は週1回スクールカウンセラーが来ると、何曜日とかって、ちゃんと校報に載っておりましたけれど、今年度については要望しているということですけども、そういう形で要望しているのでしょうか。あと、1回おいでになった場合の学校にいる時間というのは、何時間ぐらいなのでしょう。今年の校報に1年生全員には全員面接したと書いてありましたけれども、結構時間がかかるんじゃないのでしょうか。引き続き、それについての指導というか接点も必要と思いますので、どういう形でカウンセラーについて要望をしているかお聞きしたいです。

議 長 教育長。

教 育 長 丹野議員の再質問にお答えします。スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、令和6年度それぞれ1名ずつと

いうことであります。スクールカウンセラーは、丹野議員お話の通り、中学校には週1回、小学校には2週間に1回、勤務する形になっております。時間につきましては、非常勤ですので6時間前後だと考えておりますけれども、児童生徒とのカウンセリング等も当然含みますし、先生方との情報共有も含んでおりますので、十分な時間勤めていただいていると思っております。令和7年度につきましては、野田小学校に毎週来るように年間30回を要望し、中学校にも同様に30回の要望をしましたがけれども、令和7年度は今年度と同じように、小学校には16回、中学校には30回、配置となることになっております。以上でございます。

議 長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議 長 次に、5番、中川昇君の一般質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 はじめに去る2月26日に発生した大船渡市の大規模山林火災は発生から10日目を迎えております。改めてお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。また日夜、消火活動にあたっている消防団関係者の皆さまには敬意と感謝を申し上げる次第であります。一日も早い鎮火による終息を願っております。

さて、令和7年3月定例会において質問の機会をいただきました。同僚先輩諸氏に感謝を申し上げ、次の4点について小野寺村長のお考えを伺います。

1点目、「子ども・若者「ご意見箱」の設置について」であります。子どもや若者からの村に対する意見を広く募集する「子ども・若者ご意見箱」を村ホームページ上に設置してはいかがでしょうか。この取り組みは、国のこども基本法に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者の視点に立った施策を推進していくためのものであり寄せられた声を村政運営の参考にするものであります。子どもや若者の声を施策に反映させていくことこそが、人材の育成と住みよい地域づくりにつながるものと考えます。村長の所見を伺います。

2点目「5歳児健診の実施について」であります。5歳前後は対人関係やことばの発達の遅れなどが見えやすくなる時期とされることから、子どもの発達の特性や段階を早期に把握することで、保護者と学校、医療機関などとの連携が可能となり、子育てや就学時に必要な支援につながるといわれております。子どもの強みや弱みなどが分かることで、保護者としても子どもにどう対応し

ていくか子育ての仕方にも関わってくるものであります。「支援が必要な子もそうでない子も」情報が早めに学校に伝わることで、学校側の支援や受け入れ体制が確立できることが期待されます。国は全国の自治体での実施を目指し、支援を強化しております。実施についてのお考えを伺います。

3点目「ドローンの活用について」であります。全国の自治体では地域課題解決のため、ドローンの活用を進めております。防災・災害対応のための災害時の被害状況調査や物資の運搬、海水浴場での警備・監視のためのカメラ映像での状況確認、観光振興のための空撮体験ツアーやシティープロモーション動画作成などに活用されています。本村でも人材を養成し、ドローンを活用して地域課題を解決すべきと考えます。今後の取り組みについて所見を伺います。

4点目「災害用の物資や機材の備蓄状況について」であります。内閣府が全国の都道府県と市区町村を対象に、災害用の物資や機材の備蓄状況調査の結果を公表したところであります。昨年11月1日時点で、簡易ベッドは約200自治体、生理用品は378自治体で備蓄がなかったとのことでありますが、本村での災害発生時に必要と思われる物資や機材の充足状況について伺います。

以上で質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の1番目のご質問であります「子ども・若者『ご意見箱』の設置について」であります。議員ご指摘の「こどもまんなか社会」では、子どもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会を目指すとされております。「ご意見箱」の設置は、村の施策等に子どもや若者の率直な意見を取り入れる貴重な手法であると認識しております。今後は、この取り組みを行っている他自治体の事例を参考に、設置について検討して参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「5歳児健診の実施について」であります。令和5年度から国が推進する5歳児健康診査は、小学校入学前に精神や言語発達の遅れなど心身の異常を早期発見し、医療や福祉などの早期支援に繋げ、切れ目のないサポートをするという目的があります。村では、母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を実施しているほか、野田村保育会による年2回の健康診査、小学校での就学時健康診査が実施されております。またこのほかに、村では3歳児健康診査以降、要経過観察でのフォローが必要な児童については、相談支援専門員と保健師による定期的な保育所訪問による確認と、保護者との面談のほか、県立療育センターの巡回相談の活用、就学前の教育相談、医療機関への紹介を行ってきております。こうした従来から取り

組んで参りましたフォロー体制は小規模の村だからこそその取り組みと考えており、5歳児健康診査の実施につきましては、今後の状況や他の実施団体の取り組みなどを参考に判断したいと考えております。

3番目のご質問であります「ドローンの活用について」であります。これまで火災現場での原因調査に使用したほか、村のイベント、復興事業の記録用に活用した実績がございます。今後も人材の養成と併せ、村のイベントや災害時の被災状況の確認など、必要な場面に合わせ活用を検討して参ります。

4番目のご質問であります「災害用の物資や機材の備蓄状況について」であります。村では食料や飲料水、毛布など500人の避難者が3日間避難所で生活できる量を備蓄しております。この他に、床からの冷気を遮断する災害備蓄マットや寝袋、乳幼児用と大人用の紙おむつ、使い捨てタイプの哺乳瓶などの物資も備蓄しておりますが、議員がおっしゃる簡易ベッドや生理用品の備蓄については準備ができておりませんので、機会を捉え補助事業等活用しながら、必要な備蓄品の整備を進め、避難所における良好な生活環境の確保に努めて参ります。以上です。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 2番目の「5歳児健診の実施について」再度伺います。5歳児健診は、3歳児健診から時間が経っていること、そして就学時には就学時健診があるわけでございますけれども、就学前の貴重な時期に早期に発見をして、早期の治療につなげるという非常に大事な健診だというふうに考えております。健康でない子を探すというような趣旨ではなくて、どなたでも可能性のあるようなそういった状況を少しでも早めに把握をして、そして学校に入る時には良い状態で学んでいただくと、そういう意味でも大変重要な健診であるというふうに思っております。国の方でも10年度ごろまでには全国の市町村でやっていただくとような方針を掲げております。助成の方も2分の1を助成するというこのようですので、20人ぐらいの該当になるかどうかわかりませんが、いずれこの事業を実施して、なるべく正常な形で小学校を迎えていただきたいということでございます。隣の市を見ても7年度の実施に向けて検討をしているということでございますので、ぜひ本村においても今年来年とは言いませんが、なるべく早い時期に実施をしていただきたいというふうに考えますが、もう一度ご答弁をお願いします。

議長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。本村はやはり人数が少ないという事もあって、保健師が把握している子どもの状況が常に1歳6か月から、その前からありますが、小学校まで続いておりますので状況的には大丈夫とは考えますけれども、やはり制度上できるということですので、村の予算、体制等を考えながら実施に向けて検討して参りたいと考えます。以上です。

議 長 以上で、5番、中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 次に、1番、山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 まず冒頭に、平成以降、国内最大規模の山林火災被害を受けられた大船渡市の皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。不安な日々を送っている中、一日でも早く鎮火し安心して暮らせることを願っております。

さて、このたびの村長選挙において、ご当選されました小野寺村長、大変おめでとうございます。村民感覚を忘れることなく、安心して生きがいを持って暮らせる村の発展に貢献していくことへの思いに今後のご活躍をご期待申し上げます。それでは村政の山積する諸課題と小野寺村長の考え方など、10項目について、1番、山田陽子が質問いたします。

1点目、「小野寺村長の村づくりについて」。村長は2月6日の公開討論会において、「生きがいのある住みよい村」を目指して、村民の皆さんの声を大切に、声なき声に耳を傾けると言うことを掲げています。具体的にどのように進めていくのでしょうか。このことについてのお考えをお示してください。

2点目「高齢者等安否確認事業について」。今年1月31日をもって「のんちゃんネット事業」が終了したことにより「のんちゃんペンダント」の利用も終了したことになります。この事業を利用して実施してきた高齢者の安否確認事業は、今後どのように対応していくのでしょうか、お尋ねします。

3点目「健康寿命の延伸対策について」。現在、地域包括支援センターが実施する「かだるカフェ」や「いきいきサロン」などでポイントカード事業を行っています。そこで、健康維持のために積極的に運動している高齢者も対象に、例えばパークゴルフやeースポ広場などの活動などにも、このポイントカード事業の活用の拡大をして、介護予防や健康寿命の延伸対策に繋げていくことが望ましいと考えます。地域包括支援センターの実施とは別に、ポイントカード事業の拡大見直しについてお考えを伺います。

4点目「高齢者の保健事業と介護予防について」。岩手県後期高齢者医療広域連合事業において、村では今年度初めてこの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を開始しましたが、この事業内容と新年度へ向けての課題等及び取り組みについて伺います。

5点目「給食費について」。主食である米をはじめ野菜など食材費の高騰により大変な状況の中、新年度の給食費について保護者の負担額は現行のまま物価高騰分の補助の実施になるのか、お尋ねします。また、これまで給食費の無料化について何度か伺っていますが、子育て支援や若い世代の定住対策などの観点からも、改めて小野寺村長の見解をお聞かせください。

6点目「県立翔北高校野田校舎の支援について」。新年度4月1日より、県立久慈東高校と久慈工業高校が統合され、新たに「久慈翔北高校」として開校することになります。新年度から工業科は野田校舎としてこれまでどおりの校舎で学ぶこととなります。村はこれまで「久慈工業高校を守り育てる会」として支援をし、その一環として給食の副食を提供してきています。今後も継続していく考えなのか、その対応とこれからの支援についても伺います。

7点目「冬の防災対策について」。日本海溝・千島海溝地震が真冬に発生した場合の防災対策について、その備えは順次進められてきているようですが、津波に対応した指定緊急避難場所は高台の広場等が指定され、一時的に逃げる場所となっています。そこで屋外の指定緊急避難場所への防災防寒対策について、どのような備えをしているのかお示してください。併せて、昨年12月1日の避難訓練の成果と課題についてお示してください。

8点目「野田村史について」。平成4年刊行の「野田村史」の作成以降、野田村の歴史文化の保存及び後世に伝える東日本大震災大津波伝承など含めて、村の歴史・文化の記録活動等への取り組みはどのようになっているのでしょうか。歴史等に精通している村民や歴史の会などの協力を得て整備して進めていくことが肝要だと考えます。このことについてどのように進めていくお考えなのか伺います。

次に「所信表明演述について」伺います。村の教育について、所信表明演述には触れられていませんでしたが、村長として「村の教育について」どのような考えをお持ちなのでしょうかお伺いします。

次に「教育行政方針演述について」。「特別支援教育の推進」は、社会と同様に学校でも一人ひとりの多様性を尊重し、自分らしく生きていく環境を整えることが大切であることから、子どもたちに応じた支援を講じ、一人ひとりの良さ、可能性を伸ばすことに力を注いでいくことに引き続き取り組んでいくこととなります。このことについて、環境は十分整っているのでしょうか、お尋ねいたします。以上10点よろしくお願いいたします。

議 長 村長。

村 長 山田議員の1番目のご質問であります「小野寺村長のむらづくりについて」であります。所信表明でも申し述べさせていただきましたが、村民目線で村民感覚を忘れることなく、安心して生きがいを持って暮らせる村の発展に貢献できるよう、全力で職務を進めて参りたいと考えております。「具体的にどのような方法で進めていくか」についてであります。少人数での懇談会の開催や戸別訪問での聞き取りなど、実施の方法等について検討しながら進めて参ります。改めまして、議員の皆さまにも、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2番目のご質問であります「高齢者等安否確認事業について」であります。村ではのんちゃん通報事業の廃止に伴い、ペンダント利用者に対する事業終了の周知を行っております。また、既存事業である電話により安否確認を行う「高齢者等安否確認事業」につきまして、昨年11月に利用者全員に案内の通知を行い、事業移行を勧めているところであります。

3番目のご質問であります「健康寿命の延伸対策について」であります。議員ご承知のとおり、村では令和4年11月に「元気なのだ！ボーナスポイントカード事業」を開始しております。ご質問のポイントカード事業の拡大につきましては、それぞれの事業を所管する部署における特定財源による対象者の制限があることなど調整を要する課題が考えられます。しかしながら、介護予防事業やスポーツ活動は、高齢者の健康の維持や社会参加を促すことで、健康づくりや生きがいづくりに繋がっていくものと考えており、今後、全庁的な取り組みの可能性について検討して参りたいと考えております。

4番目のご質問であります「高齢者の保健事業と介護予防について」であります。この事業は、75歳以上の後期高齢者を対象に保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、医療費の抑制と健康寿命の延伸に努めることを目的としており、本村におきましては、地域包括支援センターを中心に今年度より取り組んでおります。取り組みの内容としましては、大きく2つの項目があります。一つ目は「高齢者に対する個別的支援」です。これは、低栄養に関わる相談・指導、口腔機能低下に関わる相談・指導、健康状態不明者の把握と指導を行います。二つ目は「通いの場等への積極的な関与」です。これは、従来の地区健康相談会・地区サロンの開催に併せて、歯科医師や栄養士らによる健口講話、実技指導などを行うものです。今後の取り組みや課題としましては、医療専門職の確保、地域包括支援センターの周知不足や健診を受診していない方の医療費が高額であることや後期高齢者健診の受診率がコロナ禍後に低迷し

ていることなどが挙げられますが、地区健康相談会への参加者が昨年度より増加してきていることから、75歳以上の方々の健康づくりに関する普及啓発とともにこの事業を継続して実施して参りたいと考えております。

5番目のご質問であります「給食費について」であります。これまでも議員各位から無償化に対するご意見をいただいていたところでございます。ご存知のとおり、国でも給食の無償化を含めた教育費の負担軽減について検討が行われているところであり、県内の市町村でも無償化に向けた動きが出てきていることは承知しておりますが、現在、小学校建設など大きな事業が動いていることもあり、村の財政負担を考慮しながら、給食費の無償化に向けた検討をして参りたいと考えております。具体的には、令和7年度においては、これまでと同様に物価高騰分の支援を行い、令和8年度から無償化の実施を目指して、検討を重ねて参りたいと考えているところでございます。

6番目のご質問であります「県立久慈翔北高校野田校舎の支援について」であります。給食については、引き続き提供いただきたい旨要望があったことから、これまでと同様に提供して参ります。また、「久慈工業高校を守り育てる会」による各支援につきましても、引き続き同様の支援を検討しており、「(仮称)岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎を守り育てる会補助金」として令和7年度当初予算に計上しております。

7番目のご質問であります「冬の防災対策について」の1点目「指定緊急避難場所への防災防寒対策について」であります。指定緊急避難場所は屋外であるため、備蓄してある毛布の配布や使い捨てカイロなどの整備が挙げられますが、長時間の滞在は避け、指定避難所への移動が必要であると考えております。また、避難する方々の自助において、季節にあった携行品を用意していただくよう、日頃から確認をしておくことも大事と考えておりますが、村といたしましても機会を捉え周知して参ります。

次に、2点目の「令和6年度野田村防災訓練における成果と課題について」であります。前回、秋季に実施した訓練と比べ、冬季にも関わらず41人多い593人の参加があり、住民の避難意識が高かったものと認識しております。成果としては「時間的制約を受ける環境下で、迅速な避難指示の発令と住民等による避難行動が確認できた。」「消防団活動や自主防災組織の活動を通じて、地域防災力の育成を図ることができた。」「避難行動要支援者支援活動の確認・検証をすることができた。」などが挙げられます。課題としましては、久慈工業高校グラウンドにおいて、避難する車両の誘導がスムーズでなかったことから、一時渋滞が発生したことが挙げられますが、これは、現地を担当する消防団第9分団から「車両誘導は消防団が支援する。」というご意見をいただいたところであり、解決できる見込みとなっております。今後も、防災訓練を通じ

て災害時の様々な課題を洗い出し、検証を続けて参ります。

8 番目のご質問であります「野田村史について」であります。東日本大震災大津波の伝承については、平成29年3月に野田村復興記録誌を作成しているほか、村内8箇所に「野田村の温故知新」として、被災前と被災後の写真をパネルにて設置しております。また、保健センター3階の復興展示室を震災伝承施設として位置付け、映像や写真により震災発生から復旧復興の歩みを伝えているところです。しかしながら、歴史や文化を伝えるものは、平成4年に発行された「野田村誌」以降、作成されておられません。今後につきましては、関係機関・関係団体と相談しながら、対応を検討して参りたいと考えております。

「所信表明演述」についてのご質問であります「村の教育について」であります。所信表明につきましては、私が村長選挙の中で掲げた村政推進の方向性を中心に述べさせていただいたところであります。教育につきましては、予測困難な変化の激しい時代の中でも、子ども達が、たくましく自分の未来を切り拓き、村や国の未来を担う力を身につけることができるように、村と教育委員会の連携強化を図りながら、一人ひとりを大切にした学校教育の充実に努めて参ります。特に、小学校では、学校と村や地域が連携した「野田村ふるさと学習」の取り組みや、小中学校が連携して取り組む「創作太鼓」など、復興教育の充実と推進に努めて参るほか、「小中連携教育の充実」を図りながら、郷土の復興・発展を支える「人づくり」を大切に進めて参りたいと考えております。また、生涯学習の主役は住民一人ひとりであるとの視点を持ち、「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習に取り組むことができ、豊かな心で生きがいをもって生活できるよう、環境づくりを推進して参りたいと考えております。以上です。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の教育行政方針演述に対するご質問であります「特別支援教育の推進」について「環境は十分整っているのか」であります。教育委員会と小・中学校において次の3つの取り組みを行っているところでございます。

1つ目は、村教育支援委員会として、小学校に入学する児童や各学年に進級する児童生徒一人ひとりの適切な学びの場について、各諸検査の結果や本人及び保護者の教育的ニーズや思い、各委員の専門的な意見などを参考として協議をしたうえで就学支援を行っております。今後も、村教育支援委員会の機能強化を図りながら、適切に対応して参りたいと考えております。

2つ目は、小・中学校の各学年に1名ずつ、特別支援教育支援員を村の予算で配置しており、障がい等により個別に支援が必要な児童生徒への支援及び学

級担任への補助的な活動を通して、学級全体の児童生徒の多様性にきめ細かく対応することが可能となっていることでございます。

3つ目は、学校での対応といたしまして、小学校では、一人ひとりの多様性を尊重した学びの場として「かがやきルーム」や「星空ルーム」を実践しているほか、中学校でも、生徒それぞれの習熟度に応じた少人数指導が行われているなど、今後も児童生徒一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな指導を推進して参りたいと考えております。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1点目の「むらづくりについて」再質問させていただきます。「少人数での懇談会の開催や戸別訪問での聞き取りなど、実施の方法等について検討しながら進めていく」ということのようにですが、むらづくりについては、地域懇談会等毎年行われておりますけれども、そのあり方についても懇談会自体は必要であると思いますが、これまでの数年の現状というのは、本当に人数が少ない状況のところはほとんどでありました。また、いろんな要望等があまりない地域は、コロナ以降全く開催されていない状況というような所もありますので、新しく小野寺村長になったことによって、住民の方々ももっともっと村に対しての関心度を高めてもらうためにも、懇談会のあり方の工夫、そして参加する年代もどちらかというと60代以降の方がほとんどで、若い世代、子育て世代の方々というのは、なかなか参加できてる状況ではないので、やはり若い世代、子育て世代の方々にも参加してもらえるような工夫でなければ、村長がお話しておりますけれども、いろんな活動団体があるわけですので、スポーツ団体、また文化活動の団体とかさまざまな団体があるわけですので、そういう所に赴いて、いろんな他愛もない話をしながら、住民の皆さんの声を聴くということも一つの方法だと思いますので、その点について再度伺います。

議長 村長。

村長 山田議員の再質問にお答えします。確かに村の懇談会は決まった方々と言いますか、内容が村の要望に対する回答がメインになっておりますので、それはそれでよろしいのですが、ご質問にありました「声なき声」につきまして、どのように把握するかということも考えながらですね。例えば、年代・性別を限定して、少人数で話しやすい雰囲気を持った懇談会を開催するとか、改めて懇談会と言わなくても、先ほど山田議員おっしゃった通り、スポーツ団体

とかあるいは福祉団体などの会合に、私自らでなくても担当が参加していろんな声を聴いて上げてもらうとかですね。あるいは保健師等が戸別訪問した際に健康のことだけでなく、そのほかの困りごと等を聞いたら関係課等に情報をつなぐとか、これまでも当然やってきている事でございますけれども、改めて住民の声を聴くようにということで進めて参りたいと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは次の「高齢者等安否確認事業について」再質問させていただきます。既存の事業が終わって「昨年11月に利用者全員に案内の通知を行い、事業移行を勧めているところである」ということですが、事業はどういったものにされているのでしょうか。というのはですね、これまでののんちゃんネットで通話ができていたんですけれども、そのことによって固定電話を解約して不便になっているっていう方々も実際おられるようなんですね。これまでのように、今回の新しい事業のLINEでの電話通話については先ほどもお話がありましたけれども、しっかりと周知してLINE等によって電話等で安否確認もできるような体制も整えられると思うんですけれども、そのことを利用する側の方々があまりよく理解されていない。またもちろんタブレットの使用についても「もう返したらいい」というような話をする方々もいらっしゃるんですね。安否確認するにも、LINEでのやりとりの方法もあると思うんですけれども、そのあたりのところも考えているのかどうか再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。まず、のんちゃんペンダントを廃止してどのような事業に移行するかということでございますが、「労働者協同組合労協センター事業団のだ地域福祉事業所あづび」さんに委託して、週一回電話により、安否確認を行うという事業の方に移行を勧めているところでございますが、2月末時点での移行希望者はなしとなっております。そのほかにも村社協が行っております、見守り通報事業というものがございまして、電話回線に子機をつないで通報ボタンや相談ボタンで通報できるような事業もございますので、そちらも今後周知して参りたいと考えております。それからタブレットを使ったLINEにつきましましては、貸し出ししているタブレットはLINE電話での安否確認もできるように、あづびさんがいろいろ教えながら設定したりして使うような方向で進めているようでございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 LINEでの安否確認っていうのを、これまでの方々が移行された時点で今のところ希望者の登録がされてないというような話ですけども、LINEで確認ができるというようなことを、これまで利用してきた方々以外にもお知らせしながら進めていかないと本当に不安になってしまう。おそらく170台前後のタブレット利用の対象者は一人暮らしの高齢者が多いと思うんですね。そういった場合に、あづびさんが教えるのではなくて、村として安否確認の事業の一環として、そういう方々に対してこういう利便性があったり安心感を持たせるためにも、そういう方々に個別にきちんと対応していかなければならないのではないかなというふうに思います。じゃないと本当に返してしまう。せっかくあるものを、もう使えないからということで。先ほどもLINEの別件でお話がありましたけれども、私たちもスマートフォンになってから、何回も何回もやって初めて分かるような状況。まして年齢が上がってきますと、もっとそういう状況になって安心感を持ちながらこんなに便利なものだよということを個別に対応してつなげていかなければならないことだと思うので、せっかくの事業でもありますし、村の安否確認事業と含めて遠くに離れている家族や子供さんとも映像でも使えるよというようなところも対応して、相談に来てもらって相談場所を設置するもの大事ですけども、逆に赴いてきちんと教えていくことは特にタブレット使用者の方々については重要な件だと思うので、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。タブレットをせっかく貸し出しておりますが、使い慣れない方には最初にあれもこれもできるということになりますと、混乱してどれも覚えづらくなるということもあると思います。まず、村といたしましては、のんちゃんネットがなくなったことよっての情報提供の分を第一に使っていただきたいと。それが概ね普及してくる、あるいは慣れてくる方がいらっしゃいましたら、その次にほかの機能をご案内して、できるような形になればと考えておりますし、あるいはタブレットに使い慣れて、個人でスマホ契約をしたりする方が多くなっていただければ、より便利な使い方ができますし、LINE通話ができたりするということで普及しますし、村の情報の発信の仕方もより効果的になるのかなと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員　４点目の「高齢者の保健事業と介護予防について」再質問させていただきます。この事業、今年度が初年度ということで、来年度も引き続きこの事業を継続していくということですが、新規の事業というものはないわけですか。っていうのはですね、岩手県後期高齢者医療広域連合の会議に行った時に、保健事業と介護予防を一体的に実施する委託料が５割弱利用されていないというような状況のようでした。せっかくある事業でありますので、できるだけ財政運営の工夫にも取り組む意味からも、有効な活用をして事業を充実していくことは大事なことだと思うんですけども、その点について再度伺います。

議　　長　　村長。

村　　長　　山田議員の再質問にお答えします。せっかくの財源をうまく使った方がいいということですのでございますけれども、広域連合からの委託を受ける事業でございます、その配分通りの額につきましては有効的に事業に使わせていただいております。以上です。

議　　長　　山田陽子君。

山田議員　５点目の「給食費について」再度伺います。「令和８年度から無償化の実施を目指して、検討を重ねて参りたい」というご答弁をいただいておりますが、国や県の動向等ありますので、それらの中で令和８年度からは無償化で進めていくというようなことのように思いますが、いずれにしても何らかの補助というものは考えられないのかなと。満額の無料ということでもなくとも、もちろん物価高騰分は補助する考えということですが、そのあたりを保護者の方々が本当に理解しているかも周知も必要ですし、少しでも補助していくような方向で考えていただきたいなというふうに思っております。岩手県内は令和６年４月時点で３３市町村の３分の１、１１市町村が無償化になっているようです。そのうち近隣の市町村においては、宮古市、田野畑村、岩泉町、普代村、洋野町、軽米町、九戸村が無償化になっているような状況ですので、最初の質問でもお話ししましたが、子育て支援や若い世代の定住対策に関連して、そのあたりのところを少しでも前に進めるような形で考えていくべきだと思うんですけども、その点について再度伺います。

議　　長　　村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。確かに近隣市町村も無償化されている所がございますので、なるべく令和8年度から無償化できるように準備を重ねて参りたいと考えますし、物価高騰分の支援につきましても、そういったことをやっていますよというような周知を何かの機会を捉えて行いたいと思います。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 7点目の「冬の防災対策について」でございますけれども、昨年12月1日に実施した防災訓練ですけれども、寒い時期であっても41人多い参加だったというお話ですけれども、十分な検証がなされたのかどうか再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。十分な検証ができたのかというところでございますが、訓練の成果、それから課題、問題点などまとめてございまして、先ほどお話申し上げました成果のほかにですが、N T T東日本岩手支店や東北電力などの関係機関と非常時の連携も確認することができたということで、通常時から前に進んだ内容となっており、今後も今回の訓練を踏まえて生まれた課題、問題点等を検証しながら進めたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 この冬の防災訓練で私も当日は時間前に行って、少し様子を見て村内歩いたんですけれども、まず最初に思ったのは、いろんな目的があつてのことで重点的な目的っていうものがあつたものだというふうには思いましたけれども、発災の時間、避難してくださいと防災無線で連絡がなされる前から、保育所に職員が待機しているとか、N T Tさんが農協の所で控えているとかというようなことで、私の率直な感覚で避難訓練というのはそういうものなのかなと。職員も地震が起きました、そこから自宅から来るわけなんですけれども、ここに来てもう集まっている状態の中から始まったということが別の意味での避難訓練にはなるのかとは思いますが、そういうようなところを非常に疑問に感じたので、そのあたりのところっていうのは避難訓練はそういうものなのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 山田議員のご質問にお答えします。避難訓練のやり方にもいろいろあると思いますけれども、今回につきましては地震津波。津波に対するものは2年ぶりでございますし、さまざまな部署の担当も変わっておりまして、そういった意味でいろいろ動き方、準備するものを確認するという意味での訓練でございました。今後はどのようにするかは、その際に検討しながら実施して参りたいと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは、次の質問「野田村史について」ですけれども、「今後、関係機関・関係団体と相談しながら、対応を検討していく」と。これは短期間で作れるものではないと思うんですね。やはりその都度毎年のような形で時間をかけていかなければ、なかなかできるものではないと思うので、やっぱり改めてきちんと村史に向けての事業を作って進めていくことが必要だと思うのですけれども、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。議員のおっしゃる通り、やはり取り組んですぐできるというものではございませんし、また取り組むに当たっても、どのような方法で取り組むのか、あるいは、その方法を決めるに当たってもどのような方々にご意見を聴くのか、そういう段階から手を付けなければならないと考えておりますので、すぐに取り組むということもできないかとは思いますが、やはりこのまま放っておくわけにはいきませんので検討しながら進めて参りたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 最後に「教育行政方針演述について」再度伺います。重点的に3点を実施しているわけですが、個別であるがために教室等、小学校については新しく建設しているわけですので、対応も考えて建設されていると思いますが、中学校の場合は、既存の教室自体が制限がかかってくるのではないかなと思うのですけれども、教室自体は十分に対応できている状況なのではないでしょうか。その点について伺います。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の再質問にお答えします。さまざまなケースがあつて1つの教室でいい場合や2つ3つと必要な場合もありますけれども、現状、小学校でも前は2クラス3クラスあつたものが今は1クラスがほとんどでございますし、中学校も同様でございます。空き教室については十分あるということで、特別支援や特殊な教室として活用している部分もありますし、通常の学級の学習ルームのような形で活用しているものもありますので、環境的には十分にあるというふうに認識しております。以上でございます。

議 長 以上で、1番、山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 お諮りいたします。
ここで、昼食のため、休憩したいと存じますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、13時30分まで休憩いたします。

(休憩11時32分)

(再開13時30分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議 長 9番、米田徳一郎君の一般質問を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 9番議員の米田徳一郎です。議長のお許しをいただきましたので一般質問を行います。その前に去る2月11日告示、16日投票の村長選挙において初当選を果たされました、小野寺村長に心からお祝いを申し上げます。また、5期20年の実績を重ねられ、12月定例会の一般質問に対する答弁で出馬表明をしながら新年早々覆し突如引退、議会に釈明することなくマスコミに発表し、加えて

臨時議会の補正予算議決後に発言を求め釈明するなど、主権者の代表である議会を冒とくする行為であり残念でなりません。この問題については、今後議会としてどのように取り扱うべきか議論を重ねるべきと考えております。

さて、昨年は元日に起きた石川県能登地方の地震や大雨をはじめ、全国で災害が多発し各地で甚大な被害が発生しました。また、昨年末から日本海側で32年ぶりに記録された大寒波により、記録的な大雪に見舞われ交通障害や農業被害、集落の孤立や家屋の倒壊など重大な災害が発生しております。本県でも、2月26日に大船渡市で山林火災が発生し今なお延焼が続いています。この火災で三陸町の綾里全域と越喜来の3つの地区、それに赤崎町の13の地区に避難指示が出されたと伺っております。異常乾燥状態が長期化し、消火活動の見通しが立たずに人家への延焼も懸念されていましたが、5日から6日にかけての南岸低気圧で雨模様となり、更なる延焼は確認されていないとの見方が示されました。一日も早い鎮火をお祈りしますとともに、被災され犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、心からお見舞いを申し上げます。被災されました皆様の日常が一日も早く取り戻されますよう、また諦めずに支えを信じ復旧復興を果たされますよう、心からご祈念を申し上げます。本村でも、東日本大震災大津波から復旧復興を果たしたとはいえ、今後想定されます日本海溝・千島海溝沖地震などの発生が懸念されており対策が急がれております。このように課題が多い中での村長就任で大変だとは思いますが、若さと行動力、将来性に期待してのご支持と受け止めご活躍をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回の質問は村長選挙で街頭演説、選挙公約などで政策に具体性が乏しいとの声が村民から多く聞かれました。その疑問に対し政策内容をお示し願いたいことと、令和7年度の教育行政方針演述を加え数点についてお伺いをいたします。

まず1番目の「漁業振興について」であります。養殖漁業の振興、新品目の導入、増養殖の推進の具体的な事業、施策について内容をお示し願います。

次に2番目の「農業振興について」であります。村長は認定農業者であり、農業委員の要職をも務められました。農業のエキスパートでもあり、その経験を生かしての政策だとは思いますが、担い手農業者の育成、定年後参入者の支援、地産地消の推進、特に米の村内消費確保体制づくりについて、その内容をお示し願います。

次に3番目の「地場産品を活用した商品開発支援について」であります。地場産品と言っても、すそ野が広く多岐にわたると思いますが、想定される地場産品、事業主体、商品開発支援の内容などについてお示しを願います。

次に4番目の「街のにぎわいづくり支援について」であります。大震災大津波から14年。今なお、まちなみ再生ができず閑散として寂しさを感じます。復

旧復興当初は本町通りのまちなみ再生計画、商工会が作成し村に提案した、商店街復興ビジョンなどが生かされずに更地が目立っています。そのような中、政策構想として示された、空き地、空き店舗などの活用支援について想定される事業、その内容、支援策について、お示しをお願いします。

次に5番目の「子育て世帯支援施策の充実と、若者の定住促進について」であります。当村の子育て支援については、一定の評価、成果を上げていると思います。しかし、久慈広域の市町村では大きく減少、その要因は子どもの取り扱いと言われ、根本的な解決にはなっていないという方もいます。このような状況をどのように捉え対策を講じられるのか。また、若者の定住促進については、男女を問わず生活基盤の充実や就労の場の確保が重要と考えますが、どのような事業内容か併せてお伺いをいたします。

次に6番目の「村有財産の有効活用について」であります。村有財産の有効活用については、震災後多くの土地を取得、有効利用できず更地で放置。仮設店舗も景観を損ねる利用が難しい状況にあります。また、取得した浸水エリアの土地に公営住宅を建てるなど、高台移転計画と矛盾した施設も数多く見受けられます。更に旧横合小学校、ユース hostel 跡地、新山グラウンドに加え、小学校移転跡地などがあります。この有効活用を有効利用で、村あるいは地域の活性化に繋がる可能性もあり早期の対策を講ずるべきと考えますが、想定される活用方法について、素案をお示しをお願いします。

次に7番目の「令和7年度 教育行政方針演述」の第3「学びの環境づくりの充実について」の2つ目の「学びの環境づくり」の、「現在の校舎の適切な維持管理に努めながら、廃校後の利活用についても検討」とありますが、その内容、また、中学校については「老朽化が進んできたことから、必要な改修に向けて検討を進めて参ります」とありますが、その内容などについて、お示しをお願いいたします。以上、教育行政方針演述を含め7項目について、質問をさせていただきました。冒頭でも申し上げましたが、今回の質問は村長にとって初議会であり、小野寺丸の船出となります。将来構想、村の発展を願う政策立案となることをご期待申し上げますと共に職員の知力能力を生かし豊かで活力のある村づくりを目指し取り組まれることをご期待申し上げ登壇してのご質問とさせていただきます。

議 長 村長。

村 長 米田議員の1番目のご質問であります「漁業振興について」であります、議員ご指摘のとおり、地域の発展は一次産業の発展により成し得るものと認識しております。そのためには、低迷する漁業の立て直しは、重点的に取り組む

べき課題であります。現状では、貝毒の慢性的な発生や、サケ資源の減少、磯資源の低位での推移など、漁業者を取り巻く状況は大変厳しいものと認識しております。他地域で取り組まれているウニの陸上養殖や、サーモンの海面養殖、アサリ等の新品目への取り組みを参考にしながら、まずは漁業者、漁協、関係機関と意見交換して現場の声を伺い、課題や意向を把握したうえで有効な支援を模索したいと考えております。

2 番目のご質問であります「農業振興について」であります。議員ご指摘のとおり、本村においても生産者の高齢化や担い手不足が生じており、担い手の育成や新規就農しやすい環境整備を進める必要があると認識しております。村ではこれまで、担い手確保のため新規就農者の活動や、資機材の導入に係る支援のほか、農作業の効率化・省力化を図るなどの営農支援を行って参りました。このほか、国の農業次世代人材投資事業や地域おこし協力隊制度を活用した担い手確保に取り組み、新たに就農する方も現れていることから、徐々にではありますが、これまでの取り組みの成果が表れているものと認識しております。引き続き、それぞれの考え、意向を尊重しながら関係機関と連携し、農業振興に取り組みたいと考えております。また、「地産地消の推進」ですが、新年度の開業を目指す交流物産等複合施設において、村民はもちろん、村外の利用者にも村の農産物等を広くPRするとともに、出品者の所得向上につなげるチャンスと捉えております。より効果的な働きかけができるよう、関係機関と連携を深め、戦略的に取り組んで参ります。

3 番目のご質問であります「地場産品を活用した商品開発支援について」であります。本村の地場産品は、「のだ塩」「荒海ホタテ」「南部福来豚」「山ぶどう」等、村内外から価値が認められ、村を代表する魅力ある特産品があると認識しております。村では、これらの特産品を活かした商品開発支援の一環として、販売促進活動や新たな特産品開発等に要する経費に対し補助金を交付する「地域新事業チャレンジ応援補助金」により、事業の再生、創出及び新分野に進出する取り組みなど支援しております。議員ご指摘のとおり、一次産業の基本ともいえる地場産品を活かした商品開発は、産業の底上げにもつながるものであり、適時適切な支援が必要であると認識しております。今後、生産者、販売者、村が知恵を出し合いながら、本村にふさわしい具体的な方策についても協議したいと考えております。

4 番目のご質問であります「街のにぎわいづくり支援について」であります。が、「街のにぎわい」を創出する一環として、新たに整備を予定している施設を玄関口としながらも、そこから村の中心部へと誘導するためには、中心商業地域ならではのコミュニティやイベントが必要であると考えております。村商工会との連携や各店舗・事業所などの経営努力も非常に重要であることから、

村商工会が主催する「野田村プチよ市」や村観光協会の各種イベントなど、関係機関や事業者とともに対話を重ねるとともに、村交流層との協働により生まれている様々な活動も含め、今後も賑わいを創出するための事業に連携して取り組んで参ります。

5番目のご質問であります「子育て世帯支援施策の充実と、若者の定住促進について」であります。近年、子育てに優しい村という認識が広まってきており、子育て支援策の充実を理由に転入する方も見られるようになりました。若者の定住促進については、子育て世代の転入を促すため、村の子育て支援策や子育て環境をまとめた冊子を作成し、首都圏等で行われる移住相談会や交流会において配布し、PRに努めております。また村外からの転入者に対して、住宅の建築、購入費の補助のほか、賃貸住宅の家賃を補助する制度を設けており、多様な移住の仕方に対応することで、特に若い世代における移住のハードルを下げる工夫も行っており、複数の施策を組み合わせることが一定の成果につながっているものと認識しております。定住促進は、一朝一夕に達成できるものではないと考えており、子育て支援、交流人口の拡大、産業振興策など様々な分野からの取り組みを地道に継続して実施し、長期的な視点をもって進めて参りたいと考えております。

6番目のご質問であります「村有財産の有効活用について」であります。私は、定住人口の増加につなげていくためには、交流・関係人口の増加を図る施策等のほか、住宅の整備を促進・推進する施策が必要と考えており、その一つとして、村営住宅の整備を進めて参りたいと考えております。そのほか、仮設店舗の利活用として、リサイクル資源回収ステーションや民間の事業者が借り受けるなどしており、今後も必要な有効活用を進めて参ります。

議 長 教育長。

教 育 長 米田徳一郎議員の「教育行政方針演述」に対するご質問の「学びの環境づくり」についての1点目「廃校後の利活用」であります。これまでも議員各位から、いろいろとご提案をいただいて参りましたほか、庁内での情報共有、昨年7月からは文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」のホームページに情報を掲載して、事業提案の公募を行ってきたところでございます。教育委員会といたしましては、他の事例等も参考にしながら検討しているものの具体化したものはなく、現在のところ、新しい小学校の完成に向けて注力しているところでございます。今後、活用方法については、広く意見を聞くことも考えながら、全庁的に検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

2点目の「中学校の老朽化」についてであります。現在の校舎は、平成20

年度に耐震補強工事を施工しておりますが、最近では、防火設備のほか雨漏りや、冷暖房設備、非常階段の塗装など、必要な改修を行ったところであります。しかしながら、内装を始めトイレの洋式化など、将来的に改修が必要となってきた場所が多数散見されてまいりました。今後、次期野田村総合計画の策定と併せて、中学校のみならず、所管する施設について、いつ、どのような規模で改修するのかなど、順次計画的に対処するため、それぞれ個別に年次計画を作成し、対応を検討して参りたいと考えております。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 1点目の「漁業振興について」なんですが、当村の漁業は大きく3つに分かれます。秋サケふ化放流事業と定置網漁業、それからワカメ、ホタテの海洋養殖と磯漁業が主流となっていると認識しています。そのような中で、秋サケの不漁で採卵ができない、ふ化放流事業そのものができなくなってきたということ。これのふ化施設の利用について今後十二分な検討が必要と考えますので、その辺を今後検討されるようご希望して次の質問に入ります。それから、ホタテ養殖ですよね、その前に天然ワカメ、養殖ワカメの病気の関係ですけど、プチ病と呼ばれる寄生虫ですか、あと、あなあき症これらが原因での養殖ワカメあるいは天然ワカメが商品にならない状況にあると、これの研究もこれから必要になってくるというふうに私は思っております。ホタテ養殖では先ほど答弁にもありましたように、貝のへい死だったり貝毒の長期化そういったもので、非常に漁家が苦しんでいる状況だっているというふうに思います。選挙公約の演説の中でも村長、いろいろ皆さんに訴えていた状況と合致しますが、その辺を漁家の方々の意見、漁協はなかなか研究機関も持たない漁協ですので、全て県や水産部等に協議しながらの対応ということで後手後手になっているような気がしますので、その辺を自ら動いて対策を講じられるようなそういう活動をしていただければ、もう少し漁業も活性化するのかなというふうに思いますので、その点よろしく願いをしますと共にその対応についてどのようにされるのか伺いをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。まず、ふ化施設の活用につきましてはサケの卵の確保が非常に困難になってきているということで、サケ以外のトラウト、銀ザケなど、ほかの魚種についてのふ化も進めていく意向であると

聞いておりますので、その辺を支援して参りたいと思います。それから、ワカメに限らずホタテもですけど、何をやっていいのか漁業者の方に聞いてもいろいろと迷っているというような状況でございますので、村といたしましては、とにかくいろんな考えうるもので試してみる。例えば、畜養施設を使って殺菌海水を使ったらホタテの貝毒がどうなるのかとかですね、そういった試験的なことで経費がかかる場合等についても、なんとか支援して良い効果が得られるように向かっていくような取り組みができればなと考えます。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 私もいろいろ海に少しは関わっていますので養殖漁家との意見交換もいろいろさせていただいております。ホタテについては、先ほど村長が申されましたように畜養施設だったり滅菌消毒が可能かどうか。多分、漁協とか村だけだと十分その対策は講じることができないと思うんですが、やっぱり大学の先生方の意見も直接聞けるような体制もこれから必要になってくるのではないかなと思いますので、ぜひその方向で検討されますようお願いをして次の質問に入らせていただきます。

次に2番目の「農業振興について」です。東日本大震災大津波の際に、農地の復旧復興や災害農家の支援にご尽力をされた、そういうふうに小野寺村長には認識をしております。あれから14年も経ちました。最近はまだ当時とは違って、地球温暖化による高温障害など新たな問題も増えてきました。昨年来、米の高値が続いて、要するに商品棚から米が消えたっていうようなそういう異常事態にもなりました。これは地産地消にもつながるんですけども、やはり村民の食は、村の農業振興で賄うべきと思っておりますので、地産地消、米の消費率100にするような努力をしなければならぬ。これは決して不可能ではないんですよ、生産者の出荷を農協だったり米買い業者に直接販売している物をどこかでまとめて取り扱って、それを村民に供給すれば外にも出ないし安いお米が買って食べられるというふうなことになると思いますので、多分ばあぶるでだいたい4,500円から5,000円ぐらいで売っています。ところがユニバースのような大きい会社でも6,800円、6,900円ですよ。それでも2,000円高いんです。それは農家から買って行った物を手数料等がどんどん増えてその値段になるわけですから、それを抑える方法を考えると村民の方々の消費はそんなにはかからない。農協の例を取って見ますと調べてみたんですが、農協経由の場合は手数料が農協分が余分なんです。それで今回のお米が農協には納まらなかった。今回、農協でお米が買えなかったんですよ。だって農協は7,700円ですよ、30キロ1俵。一般業者の方々は1万2,000円で買って行ったんですよ。農協に出せ

ます、農家の人だけが。出すわけがない。これは農協を経由すると農協分が一つ増えるんですよ。農協経由の場合は生産農家から農協から卸業者、それから小売店と消費者に行くんです。米屋さんの場合は、生産農家から卸売業者に行って小売業者に行って消費者に行く。農協分がごそっと抜けるんです。農協では手数料を自分たちが売れた時の値段で逆算して手数料を入れて7,700円になるんです。これで1,500円から2,000円は上乗せをするというふうな噂もあるんですが、これもどうなのか分かりません。そうすると消費者の方々は高いお米を買って食べているというのは、ここで一目瞭然なんです。それを村民だけでもこれを解消するような方法を考えていかないと行政としての責任は果たせないというふうに思っていますので、この点についてはしっかり検証していただき対策を講じていただきたいと思います。その点についてはいかがですか。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。議員おっしゃる通り、スーパーではかなり高い価格になってございます。私も公約に掲げておりまして、米の村内消費確保の体制を作ればなど、全く米田議員と同じような考えでございしますが、ただ、村としてやるにはいろいろと準備があったり、どのようにやるかという方法も検討する時間が必要となります。私、個人の考えといたしましては、例えば、産直に村民の方が米を年間どのぐらいほしいという登録をして、そこで産直の方で農家と交渉して確保すると。価格についても、きれいな真っ白い米でなくてもいいので、選別機を通さなかったりしても小さい農家からも米を確保できるような、そういったことが理想だなとは考えますけれども、いずれ少しでも村民の方に優先して米が回れるような方法は考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 村長の思いも私の思いも同じ方向ですので、それはそれでいいのですが、私の考えは、今ばあぶるさんでお米を5,000円で売っているのですが、それでも引く手にあまたでほとんどないんだそうです。最近ばあぶるにも米が来なくなつた。なんでと聞きましたら、農家から直接買った方が4,500円で買えるからなんだそうです。買い手が来なくてなって並ばなくなりましたっていうお話でした。私の提案とすれば、農業生産法人みたいなものを作って、それを村が補助して、その中で生産販売できるような体制を作れば、だいたい6次産業に近づけるような格好になると思うので、その辺をぜひご検討していただければと思います。

それをお話して次の質問に入ります。

次に、3番目の質問です。先ほどの答弁の中でも、陶器から木工、海産物、農産品、ブロイラー、福来豚さまざまなものが地場産品としてあります。ただこれを販売、利用するのが、野田にはばあぶるしかないんですよ。ばあぶるにないものがこれらがあってもできない。福来豚なんかがいい例です。これだけブランド品の福来豚が野田村で販売も消費もできないっていう地場産品は私はないと思うので、これらについてもしっかりとルートを作って、誰でもいつでも買えるような、そういうシステムを構築していただきたいということと、今回の交流物産等複合施設についても、福来豚の取り扱いをすると結構な人が来ると思います。どこでもやっていませんので。昔、議会で埼玉県だったでしょうか、道の駅の視察に行ったら、その時、肉類の冷凍販売をしていました。これは許可が必要なそうですが取得して肉を売ったらお客さんがすごく来るんだそうです。地元の人もそうだし観光客も来て買っていくと、そういうふうな状況でかなり商売が繁盛していますというお話を伺ってきたことがあります。せっかく福来豚があるんです。地産地消、村で消費できて、なおかつ観光客の皆さん近隣の市町村の皆さんが買いに来られるような、そういう経営方法を検討されればさらにまた良くなるのかなというふうに思いますので、その辺についていかななものでしょうか。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。特に福来豚の村内の流通あるいは消費を進める仕組みづくりということではありますが、これにつきましても生産事業者、のだファームさん等とどのような方法ができるのか検討をして参りたいという回答しかできませんが、大きく流通させるには、それなりの仕組みが必要になると考えますので今後考えていきたいと思います。そのほかにつきましても、大きな流通に乗せられるように生産が追い付けれると思いますけれども、その辺も今後検討してまいりたいと思います。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 福来豚に限らず荒海ホタテでもそうだと思うんですが、その辺は今から職員総出で良い案を捻出して、そしてそれを対策として講じていていただくように取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、4番目の質問に入らせていただきます。街のにぎわいづくり支援ということでお話をされていましたが、前村長もその通り、要するに交流物

産等複合施設の部分で下ろして、まちなみに誘導すると。まちなみに何も魅力がなければ、まちなみに来ないと思うんです。だから、このまちなみの魅力づくりをしなければならない。それに力を入れないと交流物産等複合施設も活かないし、村の中心部の活性化にもつながらないと思いますので、村長が空き家とか空き店舗、そういったものについてもいろいろ工夫して解消していきたいというふうなお話もされていまして、その点も含めて今後取り組んでいきたいというふうに思います。あとは先ほども話があったように、プチよ市とか十六日町に加えて新たな毎月開催できるような週1ではないにしても、1か月に1、2回毎月開催できるようなそういうイベントっていうんですか、イベントだけでなくとも中心部に人を呼べるようなそういう施策も必要じゃないかなというふうに思いますので、その辺のお考えについて再度お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。街のにぎわいづくりの点でございますが、まず定期的な16日の市日とかプチよ市がございますし、そこまで頻度をもっとできればいいという事ですので、小さいなんとかの日とかいうふうな日を作ったりとイベントができるようにとございますけれども、街にいらっしゃった方々が、どこか一休みできるような、せめて最初はベンチやテーブルそういった物を商店街、あるいは商工会と連携して設置するようなことも考えられるかと思いますが、いずれ関係機関等と検討しながら進めて参りたいと思います。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 次に、まちなかにぎわい再生については、せっかく都市公園もありますので、まちなかだけでなく都市公園の活かし方を工夫して、都市公園でのイベントも加えていくとさらにまた活性化につながるのかなと。都市公園ただ維持管理に経費をかけるだけでなく、改修はしなくても利用促進をするという考え方を持って取り組んでいただければと思います。

それをお願いして、次の5番目の「子育て世帯支援施策の充実と、若者の定住促進について」再質問させていただきます。この問題は、都市と都市近郊の自治体を除く全国の市町村が抱えている問題だというふうに思います。これについて、地方でどのような取り組みをするかによって、その成果が上がるか上がらないかというふうなことになるとと思いますので、魅力ある村づくりをすると子育てもしやすくなるし、また定住促進にもつながるというふうなことだと

思うんですね。ぜひよそでやっていない新しい取り組みを考える。この財源等については、やっぱり国や県の財力を引き出してくるしかないと思うので、その辺をこれから村長には取り組んでいただいて、少しでも事業をできるようなそういう体制づくりに努めていただければと思いますが、その点について再度お尋ねします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。「子育て世帯支援施策の充実と、若者の定住促進について」でございます。米田議員おっしゃるように、やはり財源がないとなかなかできないというようなこともございますが、いずれ事業等探したり、いろんな財源を見つける方法等を職員と検討しながら考えて参りたいと思います。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 ぜひ取り組んでいただきたいんですが、ただ役場に居て座っているだけじゃだめなのでですね、職員も含めて東京出張の時には、自民党本部であれ国会議員宿舎であれ、やはり時間を分刻みでも何でもいいですから、とにかく回るとそして顔を知ってもらって野田村を知ってもらわなければ誰も見向きもしないっていうふうに私は思っています。県もそうだと思うんですが、行った時には全課を回らなくても、地方課なりあとは都市計画課なり県土整備部ですか、そういった所を回ってですね、財源確保に努めていかないと事業をどうにもできないっていうふうに私は常々思っています。ですから、それを惜しまずに行動していただいて、財源確保に努めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをして次の質問に入らせていただきます。

6 番目「村有財産の有効活用について」は、質問するのは一つだけです。都市公園については先ほど提案しましたので、「ほたてんぼうだい」の有効利用。今はほとんど使われていません、トイレぐらいですよ、利用が。米田の生活改善グループなんかが月に1回か何かやっているのかな。田楽とか売っているのかどうか分かりませんが、そういうのもあったように聞いていたけれども、ただ、ほとんど利活用されていない。これもやはり、さまざまな施策を講じて利用させるべきだというふうに私は思いますので、その点、今後どのように取り組まれるのかお伺いをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。ほたてんぼうだいの有効活用ということでございますが、確かに豆腐で使ってもいるのどうかですけれども、いずれ米田の豆腐グループにも後継者、新しい豆腐づくりの方ががんばっているようですので、こういった所を利用するように提案したり、村といたしましても、今後どのように更に活用できるのか検討して進めて参りたいと思います。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 ぜひ、ほたてんぼうだい、立派な施設ですし、それから十府ヶ浦、野田湾をそのままあの場所から臨めるっていうそういう施設でもあるので、野田村で米田のほたてんぼうだいまで行かないと海は見えないですよ、国道を通っても。それ以南は所々見えてくるんですよ。あれを有効に活用しない手は私はないと思います。その辺は全庁体制で検討してみて、できるだけ早く利活用に努めていただきますように切望して、次の質問に入らせていただきます。

最後の再質問になります。令和7年度の「教育行政方針演述」の中の「学びの環境づくりの充実」の廃校利用の部分です。私たち議会でも、この利活用については道の駅ぱあぷるも含めて、利活用について自費で研修視察をやっています。自費ですよ、村からはもらっていない。2泊3日ですけど、報酬分を積み立てて行っているんです。それでこういう勉強をしているんですが、ただ残念ながら野田小みたいにあんな大きな施設の再利用っていうのはなかなか難しい。私たちが見たのはだいたい分校程度、小中学校2校この前は見てきましたけれども、見てきた所は、広島県尾道市の旧原田中学校という所と廿日市の旧玖島小学校の施設を見させていただきました。規模的にはちょうど地域コミュニティセンターみたいな物で使えるぐらいの規模、ちょうどいいぐらいの規模なんですけど、ただ耐震診断も耐震補強もしていない施設で、よくこれ使えますねとしゃべってきたんですが、そこにいろいろなものが入って事業を展開しています。そういったものを野田小学校に当てはめるかという、これは非常に難しいところがあるというふうに私は見てきました。仮に野田小学校の跡の施設をどのように活用するかは、やっぱりこの答弁書の中にありましたように、行政側との協議でこれは普通財産なのか教育財産なのかの見極めも必要で、どういうふうに利用するかは全庁体制で検討しなきゃならないと。企業を誘致するのかそれともコミュニティセンターみたいな部分で使うのか、それとも併設してやるのか、それはやっぱり皆さんで考えていかないと。私たちも含めて検討していかないと有効な利活用ができないと思いますので、ぜひその点につい

ては、再度皆さんでご検討され良い方向に導いていただきますようお願い
て質問を終わります。

議 長 答弁は必要ですか。

米田議員 ないです。

議 長 以上で、9 番、米田徳一郎君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、3 月14日、午後 1 時30分に開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会14時18分)

令和7年3月 第7回野田村議会定例会会議録（第3号）			
招集年月日	令和7年3月5日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年3月14日（金） 13時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和7年3月14日（金） 14時46分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
	5	中 川 昇	
会議録署名議員の 氏 名	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長 小野寺 勝 幸
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小野寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記 小谷地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小野寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和 7 年 3 月 第 7 回野田村議会定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 3 月 14 日

（開会13時30分）

議 長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議 長 これより、日程に入ります。
日程第 1、「諸般の報告」を行います。
村長から、議案 2 件の追加提案があり、お手元に配付しております。
「予算特別委員会の審査結果報告書」、「議会改革等に関する調査特別委員会の調査結果報告書」、「議会運営委員長及び、議会改革等に関する調査特別委員長から閉会中の継続調査申出書」、「発議案 1 件の提出」、「総務教民常任委員会の審査結果報告書」をそれぞれ、お手元に配付しております。

議 長 次に、日程第 2、議案第 6 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第 6 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の改正は、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、いわゆる「マイナンバー法」が改正され、改正箇所を引用しております村の条例の規定に、項ズレが生じることから、形式的な改正をしようとするものであります。議案書をご覧ください。今回の一部改正で関係する村の条例は 3 つございます。最初に 1 ページから 3 ページの中段までの第 1 条「野田村税条例」であります。改正する箇所は下線の部分で、改正前の「第 2 条第 15 項」及び「同条第 15 項」を、改正後の「第 2 条第 16 項」及び「同条第 16 項」に、それぞれ改めるものであります。次に 3 ページ中段の第 2 条「行政手続きにおける特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」であります。改正する箇所は下線の部分で、改正前の「第2条第8項」、「第2条第12項」、「第2条第14項」を、改正後の「第2条第9項」、「第2条第13項」、「第2条第15項」に、それぞれ改めるものであります。最後に3ページ一番下の第3条「野田村議会の個人情報の保護に関する条例」であります。4ページになります。改正する箇所は下線の部分で、改正前の「第2条第8項」及び「第2条第9項」を、改正後の「第2条第9項」及び「第2条第10項」へそれぞれ改めるものであります。次に附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。以上で、説明を終わります。

議長 これより本案に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、日程第3、議案第7号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第7号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その主な内容をご説明いたします。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者

の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境の整備のため、所要の改正をしようとするものでございます。議案書をご覧ください。1 ページ目の第8条の3に第2項を追加し、小学校就学前の子どもを持つ職員から、子どもを養育するために時間外勤務免除の請求があった場合、業務に支障がない場合は、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を追加しております。この第2項を追加したことで、第3項から第5項まで項を繰り下げております。、1 ページから2 ページ上段の改正後の第4項では、準則に沿った読替規定に修正をしております。2 ページの中段の第15条では、「配偶者等」について定義しております。2 ページの一番下から3 ページにかけて、見出しと第16条の2 及び第16条の3 を追加し、「介護両立支援制度」の周知や制度を利用するための勤務環境を整備する任命権者の責務を規定しております。3 ページ下段の附則の改正は、引用している規定に項ズレが生じることから、変更後下線部分のとおり第9条第2項へ形式的な改正を行っております。最後に4 ページの附則の1 であります。この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。附則の2 では、経過措置として、第8条の3 第2項に規定する「時間外勤務等の制限についての請求」は、公布の日から施行するもので、施行日の令和7年4月1日前であっても、請求を行うことができることを規定しております。その他文言の修正等をしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
議 長 それでは採決いたします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第４、議案第８号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第８号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。
今回の改正は、今年１月に盛岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザ防疫作業対応について、岩手県より職員の派遣要請があり、本村でも職員１名を１月に２回派遣しており、職員が防疫作業に従事した場合の処遇改善を図るため、手当の額を見直すほか所要の改正するものであります。議案書をご覧くださいます。
改正する箇所は下線の部分で、改正後の第３条第１項では、防疫作業から除くものとして、３行目「第５類感染症」を追記、４行目の「結核」を削除し、７行目は、家畜伝染病の種類については規則で定めるものとして追記しております。
そのほか、狂犬病予防法の法律番号の修正をしております。第２項では、手当の支給額を作業１件につき２００円から作業１日につき３８０円の範囲内に改正しようとするものであります。最後に附則であります。この条例は公布の日から施行し、令和７年１月１日から適用するものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第８号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第５、議案第９号「公共施設等整備基金条例の一部を改正する条

例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長　ただいま議題となりました議案第9号「公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。議案書をご覧くださいと思います。今回の改正は、野田小学校建設事業及び交流物産等複合施設整備事業などの財源とするため「公共施設等整備基金」に積立てて参りましたが、国庫補助金や過疎対策事業債により特定財源が確保されたことから、当初の予想を上回る基金残高となっているところであります。大規模な建設事業に目途がついたことから、今後の公共施設の整備のほか、修繕や除却等を含めた財源に柔軟に対応できるよう、第6条に処分規定を追加し、この追加により補則規定を第7条に繰り下げる改正を行うものであります。次に附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするもので、経過措置として、この条例の施行前にされた基金の処分は、この規定により処分されたものとみなすものとしております。以上で説明を終わります。

議　長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議　長　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議　長　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議　長　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　長　次に、日程第6、議案第10号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
保健福祉課長。

保健福祉課長　ただいま議題となりました、議案第10号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について内容をご説明いたします。改正の概要であります。この条例は児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めており、このたび家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の規定を改正し基準の見直しをしようとするものであります。改正の内容であります。第6条は、保育内容支援に係る連携施設の見直し及び代替保育に係る連携施設の見直しをするもので、第1項は文言の追加を行い、第2項から第7項までは新たに規定を追加するものであります。4ページになります。第15条第1項は、栄養士の配置を求めている部分に管理栄養士を追加するものであります。附則第3項は、連携施設に関する経過措置を5年から15年に延長しようとするものであります。施行日は令和7年4月1日としております。以上で議案内容の説明を終わります。

議　　長　　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　　長　　次に、日程第7、議案第11号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
保健福祉課長。

保健福祉課長　ただいま議題となりました、議案第11号「特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について内容をご説明いたします。改正の概要であります。この条例は子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めており、このたび特定教育・保育施設及び地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の規定を改正し基準の見直しをしようとするものであります。改正の内容であります。第41条は保育内容支援に係る連携施設の見直し及び代替保育に係る連携施設の見直しをするもので、第1項は文言の追加を行い、第2項から第9項までは新たな規定の追加や項の繰り下げをするものであります。5ページになります。附則第4条は連携施設に係る経過措置を5年から15年に延長しようとするものであります。施行日は令和7年4月1日としております。以上で議案内容の説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第11号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第8、議案第12号「地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま議題となりました、議案第12号「地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について内容をご説明い

たします。改正の概要であります、この条例は介護保険法に基づき地域包括支援センターが包括的支援事業を実施する基準を定めており、このたび介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例の規定を改正しようとするものであります。改正の内容であります、第4条の地域包括支援センター運営協議会の定義規定を引用する箇所を修正するものであります。施行日は公布の日としております。以上で議案内容の説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第9、議案第13号「野田村墓地条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第13号「野田村墓地条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。改正の趣旨でございますが、合葬墓の設置に伴い、野田村墓地条例の一部を改正するものでございます。改正案の概要でございますが、第2条は合葬墓の名称及び位置について定めようとするものでございます。第4条は合葬墓を使用できるものについて使用の許可を受けようとするときに村内に本籍または住所を有する者または有していたことのある者とするものでございます。第6条は合葬墓の使用の許可について第1項で合葬墓を使用するものは焼骨一体ごとに許可を得ること。第2項で自己の焼骨を合葬墓に埋蔵する、いわゆる生前予約の場合は自己の死後にその焼骨を

埋蔵する祭しを選任すること。第3項で自己の都合により合葬墓の使用をやめようとする場合は届け出をしなければならず、第4条ですでに焼骨を埋蔵している場合は使用の許可の取消しができないとの条文を追加するものでございます。第7条は合葬墓の使用料について別表第2に追加し焼骨1体につき2万5,000円と定めようとするものでございます。附則は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員 2ページの上段の第7条の3、使用料の減免等についてお尋ねします。具体的な事例、要するに生活保護受給者とか様々な条件があるかと思いますが、どういった内容での減免対象なのか、その点を教えていただければと思います。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。使用料の減免の対象の方ですが、生活保護を受給している方と考えております。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 「等」とありますが、想定されるのは生活保護受給者なんだろうなということとは分かるんですが、この「等」といった場合、そのほかにどういったことが考えられるのかその点をもう一度お願いします。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。この「等」についてですけれども、生活保護に準ずる取り扱いをする方、例えば中国残留邦人の方で生活保護に準じるということで、医療費等の減免を受けている方がいらっしゃいますので、そういった方を含むという意味で「等」としております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第10、議案第14号「簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第14号「簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明申し上げます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令等が施行されることに伴い、条例に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に変更が生じたため、所要の改正を行うとともに字句の整理を行うものであります。主な改正の内容でございますが、議案書の1ページの上段にあります、第3条に規定する布設工事監督者の資格の要件につきましては、規定する学校において機械若しくは電気に相当する学科を修めて卒業した者及び建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者を追加し、3ページの中段にあります、第4条に規定する水道技術管理者の資格の要件につきましては、技術士法の規定による試験のうち、上下水道部門に合格した者及び建設法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者を追加し、資格要件を緩和するものであります。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第14号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第11、議案第15号「財産の貸付けに関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第15号「財産の貸付けに関し議決を求めること」につきまして、その内容をご説明いたします。村の普通財産を減額して貸付けをするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。議案書と併せ議案説明資料をご覧くださいと思います。1の貸付けの目的であります、「東日本大震災大津波の被災事業者の事業継続に資するため」であります。2の貸し付ける財産であります、財産の所在地は「野田村大字野田第17地割字小田川157番」、種別は「普通財産」、地目は「宅地」、面積は「1,650.19平方メートル」であります。3の貸付けの相手方は、岩手県九戸郡野田村大字野田第17地割157番地、南浜モータース 晴山浩喜(ひろき)であります。4の貸付料であります、適正貸付料51万1,435円を2分の1に減額した、年額25万5,717円で貸し付けるものであります。5の貸付期間は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間で予定しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
丹野和子君。

丹野議員 村による減額貸付けというのは、この案件のほかにもあるのでしょうか。

議 長 丹野和子君に申し上げます。この議案のことについて質問ということでご理解願います。

ほかに質疑ありませんか。

米田徳一郎君。

米田議員 以前にも貸事務所の時にもご質問させていただきましたので、これに触れないわけにはいかないので質問させていただきますが、2分の1の貸付料減額って、いつまでやるのか。それから事業経営状態を把握されているのかどうか、もう一つは自立再建した方々に支援しないで、なぜこの浸水区域に残って事業を継続している方々に対して、村の財産を2分の1で貸さなければならないその根拠を。そして、いつまでやるのかについてお伺いしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 一つ目ですが、2分の1の減額の根拠でございます。前回、10年前に議会にかけてございます。同じような案件で議決いただいております。その際にもご説明していた当時そちらの方で議決いただいておりますので、根拠としては、2分の1は今回も同じような中身で減額の貸付けの例があるということで、それに準じて根拠としております。それから、経営状況等についてでございますが、今回貸付けについての話を、議案を提案する前に事業者と面談をしてございます。その中で、10年前であれば、10年後ぜひ土地を買いたいというお話もございました。そういったこともございましたので、その辺を確認をしながら面談をしましたけれども、この事業者につきましては、あの土地を借りて工場を自分で再建してございます。その再建にかかった借り入れの目途がだんだん立ってきたけれども土地を購入するまではちょっと厳しいので、もう一度お借りできないかというふうなお話がございました。ご本人の事業継続を思う気持ちがいへん強く感じられましたので、村といたしましても、そういった部分に寄り添っていかなければならないなということで、今回のような提案をさせていただいたところでございます。いつまで支援するのかということでございますが、今回5年という期間でお貸しできればなということで提案しておりますが、またその5年後に面談等行いながら、その辺は詰めていければなというふうに思っております。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 自立再建した方々との整合性はどうするんですかということも質問している

はずですけれども、その点はいかがですか。

議 長 総務課長。

総務課長 失礼いたしました一つ漏れていました。自立再建された方々との整合性でございますが、この事業者の方は自分で建物を建てて再建してございます。その辺は同じ再建したというふうに思っております。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 私は事業だけではなくて自立再建して自宅を再建した方々もいますよね、その人がたも借金をしてやっているわけです。自分のお金だけで建てている方はほとんどないんでしょう。その借金を返済しながら生活をしている、その人がたとの整合性はないんですかとお伺いしています。その点についてはどのようにお考えですか。

議 長 総務課長。

総務課長 今回、自宅の再建と事業者の再建ということで別なものというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第12、議案第16号「6 災16号下安家漁港（導流堤）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第16号「6 災16号下安家漁港（導流堤）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めること」につきまして、議案内容と工事内容をご説明いたします。議案内容でございますが、6 災16号下安家漁港（導流堤）災害復旧工事を5,060万円で宮城建設株式会社と請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。工事の内容であります、議案書に添付しました説明資料をご覧ください。赤い色で着色した部分が今回の施工箇所になります。令和6年8月11日から12日の台風5号におきまして、安家川の異常出水により河床が洗掘され、右岸46.4メートル、左岸59.9メートルが被災したものでございます。内訳といたしましては、護岸ブロック合計338個を据え直しするものでございます。次に契約の方法でございますが、指名競争入札により行いまして、令和7年2月12日に入札執行しております。指名した業者は、株式会社小山組、宮城建設株式会社、山口建設株式会社の3者で入札執行の結果、宮城建設株式会社が契約予定者となっております。請負率は95.72パーセント、工事期間は議会の承認が得られたのちから令和7年3月31日までとしておりますが、繰り越しして実施する予定としております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員 災害復旧ということで、たいへん結構なことなのですが、確認の意味でお尋ねをします。6 災16号下安家漁港（導流堤）ということなのですが、実際この地図を見てみますと安家側の河口ですよね。河口にはそれぞれ縄張りがあって50メートルだったか500メートルだったか記憶があいまいなのですが、河口域から何メートルまでは河川区域、それから外れた部分については、海側は村の対応になる、要するに河川区域については、県工事だというふうに私は認識していましたが、その内容とこれの関連をお尋ねします。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。図面の海側に漁港区域という文

字がありまして、おうど色で線が引かれています。それで内陸側は旧村道橋があった箇所までが川を含めて漁港区域という指定になっております。それで導流堤のほうも台帳にも漁港施設として登録されておりました、これにつきましては前からですが、県管理河川の管理者である岩手県とも協議は済んでおりました、この施設につきましては、漁港施設ということで被災した場合も漁港管理者の方で復旧するという形になっております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第16号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第13、議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」から議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」までの6件を、会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。

議 長 本定例会において、予算特別委員会に付していた「令和7年度各会計予算」の審議が終了した旨予算特別委員長より申出がありましたので、委員長の報告を求めます。

山田予算特別委員長。

予算特別委員長 本定例会において、予算特別委員会に付託されました、議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」から議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」までの、令和7年度各会計予算6件について、去る3月10日、12日の2日間にわたり委員会を開催し、審査いたしましたのでご報告申し上げます。
審査につきましては、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされたところ

であります、本委員会は議長を除く議員全員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細な審査内容につきましては、各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告いたします。

議案第19号から議案第24号までの6件につきましては、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

予算特別委員会は、当職を除く議員全員で構成された委員会でありますので、議案第19号から議案第24号までの各議案についての、委員長に対する質疑を省略し、議案ごとに討論を行い採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 まず、議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」について、討論・採決を行います。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第19号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、議案第20号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計予算」について、討論・採決を行います。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第20号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第21号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論・採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第21号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第22号「令和7年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」について、討論・採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第22号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第23号「令和7年度野田村簡易水道事業会計予算」について討論・採決を行います。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第23号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」について討論・採決を行います。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第24号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第14、議案第25号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

副 村 長 追加提案いたしました、議案第25号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は野田村立野田小学校の用に供するため、物品を

4,675万円で、株式会社中健野田支店から買入れしようとするものであります。以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案内容の説明を求めます。
教育次長。

教育次長 ただいま議題となりました、議案第25号「財産の取得に関し議決を求めること」につきまして、議案内容をご説明いたします。取得する目的は、野田村立野田小学校の用に供するためであります。取得する財産の種別は消耗品と備品。名称及び数量は野田小学校物品1式で、取得予定価格は消費税込みで4,675万円でございます。取得の相手方は株式会社中健野田支店で、取得の方法は買入れでございます。契約の方法は指名競争入札で行い、令和7年3月6日に入札執行しております。指名した業者は、株式会社中健野田支店、有限会社澤里教材、株式会社一誠堂の3者で、入札の結果、株式会社中健野田支店が契約予定者となっております。落札率は82.91パーセントで納入期限は議会の議決をいただいたのちから令和7年8月8日までとしております。議案に説明資料として購入する物品の一覧表を添付しておりますので、ご覧ください。消耗品と備品それぞれ分類してございますが、消耗品類が計909点、備品類が計425点となっております。以上で終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 消耗品と備品を一括に入札にかけたということですが、この消耗品と備品の内訳は金額的にはどういう案分だったのでしょうか。

議 長 教育次長。

教育次長 割合でよろしいでしょうか。消耗品が27パーセント、備品が73パーセントの割合でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第25号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第15、議案第26号「農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」の審議を行います。
提案理由の説明を求めます。
村長。

村 長 追加提案いたしました、議案第26号「農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」は人事案件でありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解ご賛同を賜りたいと存じます。本案は現在欠員となっております農業委員会の委員に、明内伸一氏を任命したい考えからご提案申し上げますのであります。明内伸一氏の経歴につきましては、議案に附してあります履歴書の通りであります。長年JAに勤め、その後、専業農家となり大規模に水稻を行うとともに、リンドウや野菜など複合的に農業を実践しているところがあります。また令和6年4月からは、新岩手農業協同組合久慈稲作生産部会監事を務めるなど、優れた識見と豊富な経験を有し、農業委員会の委員として適任者であると考え、ご提案申し上げますのであります。満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議 長 これより本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 お尋ねしますが、任期はいつまでなのでしょう。

議 長 村長。

村 長 任期は3年なんですが、前任者辞職された方の残任期間でございまして、令

和8年11月26日までとなっております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは採決いたします。議案第26号は、原案に同意することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第16、発議案第1号「野田村議会の議決すべき事件を定める条例」を、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中川大和君。

中川大和議員 ただいま議題となりました、発議案第1号「野田村議会の議決すべき事件を定める条例」についてご説明申し上げます。別紙条例案の理由をご覧ください。この条例は「議決事件」を規定しております、地方自治法第96条第2項を基に制定しようとするものであります。地方自治法第96条は、1項で議決が必要な具体的事項が規定され、2項では1項で規定された事項以外に必要な事項を規定できるという条項となっております。本条例案に規定されております村の総合計画につきましても、大変重要な計画であり、広く意見を取り入れ策定等すべき計画であることから、議決事件とすべきと考え提案するものであります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 発議案第1号の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑・討論・採決を行います。

議 長 質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
議 長 それでは採決いたします。
発議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に日程第17、請願第4号を議題といたします。
請願第4号は、会議規則第91条第1項の規定により、12月定例会において所
管である総務教民常任委員会に付託され、「継続審査」となっております。
ここで、総務教民常任委員長の報告を求めます。
総務教民常任委員長。

総務教民常任委員長 ご報告いたします。去る12月10日、第6回定例本会議において、
本委員会に付託され継続審査となっておりました、「請願第4号「公立の義務
教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある
学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願」につきまして、慎重審
査した結果、不採択とすべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議 長 委員長の報告が終わりました。
それでは、質疑・討論・採決を行います。

議 長 請願第4号についての委員長報告に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。
丹野和子君。

丹野議員 請願第4号の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員になっておりますので、この請願について審議の状況等について質問します。給特法では、4パーセントの教職調整額が支給されることになっています。この教職調整額を30年度までに段階的に10パーセントまで引き上げる方針です。しかしこれは状態をより悪化させる長時間労働につながりかねない問題があります。また来年度、教職調整額を1パーセント引き上げるための財源を一部手当の縮減で生み出そうとしています。このようなことから教員の処遇改善にはつながらないと考え、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止を求めます。併せて、定数改善等も含めて実効性ある学校の働き方改革を求めることが請願の内容となっております。委員会の審議の状況はどのようなものだったか伺います。

議長 総務教民常任委員長。

総務教民常任委員長 丹野議員の質問にお答えします。当委員会で議論をした結果、3対2という形で意見が分かれたところでございます。確かに丹野委員おっしゃった通り令和8年1月から毎年1パーセントずつ、13年1月までに10パーセントにするということが、今年の2月に閣議決定をされております。その中に先ほどありました、教職員の仕事の取り巻く環境の悪化を防ぐということでありましたけれども、その件にあわせましても、常態化する長時間労働の是正に向けては、令和8年度から教育委員会に対して教育の業務量や勤務時間等の適正といった働き方改革の実施計画の策定と公表を義務付けるといったことや、計画の実施状況の公表も義務化されるということが策定されておりますので、改めて給特法の廃止や働き方の是正については、政府でも決定をされたところでございますので、政府の決定を見守ることが重要ではないかというふうな思いで不採択と決定いたしました。以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
討論がありますので、まず、原案に賛成の議員の討論を許します。
中川昇君。

中川昇議員 原案に賛成の立場から、賛成討論をいたします。昭和46年に制定された給特法は教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に教職調整額を支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められております。学校現場では、病気休職者及び早期退職者の増加など深刻な教職員不足により、子ども達の学びに大きな支障が生じており、教職調整額以上の時間外労働を行っている実態があることから適正な時間外勤務手当を支給する必要があるものと思います。令和6年8月の中央教育審議会の「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」これは答申でございますが、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であります。学校の働き方改革を進め、子ども達の豊かな学びを保証するためには教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題であります。以上のことから、原案に賛成の討論といたします。

議長 次に原案に反対の議員の討論を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 9番議員の米田徳一郎でございます。私は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願について、原案に反対の立場から討論を行います。本請願の給特法を廃止し、労働基準法を完全適用すること、実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的な業務削減策を示すことの2点を求めた請願です。申すまでもなく、国の将来を担う子ども達の教育は時間及び質の高い教育が必要であり、政府及び文部科学省もその特殊性を十分に考慮した上で、給特法などで優遇措置を講じております。また政府は、教職員処遇改善や長時間労働是正に向けた、教員給与、特別措置法、給特法の改正案など関連法案を閣議決定をいたしました。その主な内容は、公立学校教職員に残業代の代わりに、基本給の4パーセント相当を支給している教職調整額を令和8年1月から毎年1パーセントずつ引き上げ、令和13年1月に10パーセントとすることにしております。併せて、負担が重い学級担任への手当ても加算し、深刻ななり手不足の解消を目指す、また新たな職位として、若手のサポートや学校内外の関係者との調整を担う主務教諭を設けるなど取り組まれています。以上のことから、私は請願第4号について、反対すべきものであると判断した次第であります。議員諸氏におかれましても、本討論にご賛同賜りますよう祈念し反対討論といたします。

議長 ほかに討論ございませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
請願第4号の委員長報告は、「不採択」であります。
したがって、原案について採決します。
請願第4号は、原案のとおり「採択」することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立少数)

議長 起立少数。
よって、請願第4号は「不採択」とすることに決定いたしました。

議長 次に、日程第18、報告第1号「議会改革等に関する事項」を議題といたします。
議会改革等に関する調査特別委員会に付託しておりました事項について令和6年度における調査結果を報告したい旨、申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。
議会改革等に関する調査特別委員長。

議会改革等に関する調査特別委員長 議会改革等に関する調査特別委員長報告。令和6年度の議会改革等に関する調査特別委員会の調査結果について、本委員会は議会改革等に関する次の4つの項目について、調査・研究を行って参りました。
1、(仮称)広聴・広報常任委員会の設置について。次年度中の議会へ提案し、新たに常任委員会を設置するものとする。2、議会に対するアンケート実施について。広報・広聴に関する常任委員会設置後に検討とする。3、広聴会の実施について。広報・広聴に関する常任委員会設置後に検討とする。4、議員報酬について。更なる調査が必要なことから継続審査とする。今後におきましても、開かれた議会の実現に向け、引き続き本村議会が抱える課題解決のため、調査研究を重ね、住民の付託に応えられる議会運営が図られるよう、より一層、努力して参ります。以上で、令和6年度の本委員会の活動報告といたします。

議長 以上で、議会改革等に関する調査特別委員長の報告が終わりました。

本委員会は、当職を除く議員全員で構成された委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略することにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
以上で、報告第1号を終わります。

議長 次に、日程第19、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」、及び日程第20、「議会改革等に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出について」を、会議規則第36条の規定により一括して議題といたします。

議長 各委員長から、令和7年度において、所管する事項の閉会中の継続調査についての申し出がありました。
お諮りいたします。
各委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のあった事項については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長 次に、日程第21「議員を派遣することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。
お諮りいたします。
会議規則第119条の規定により、お手元に配付しております「議員派遣計画」のとおり、議員を派遣することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は、「議員派遣計画」のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

第7回野田村議会定例会に提出されました、すべての案件が議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。

(閉会 14時46分)